

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ミャンマー人権報告書 2016 年版

概要

ミャンマーは、国民議会(National Parliament)が大統領を選出する準議員内閣制を敷いており、憲法の複数の規定により、国、管区及び州の議会の議席 4 分の 1 は、軍が任命する現役軍人に与えられる。それ以外の議席は全て、選挙で選ばれる。軍は、国防、内政及び国境問題を担当する各大臣を指名する権限も有し、大統領が国家の国家緊急事態を宣言した場合は、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。2015 年 11 月、ミャンマーは全国的な議会選挙を実施した。この総選挙は、国民の意思を反映した信頼できる選挙であったとして市民に広く受け入れられた。アウン・サン・スー・チー(Aung San Suu Kyi)が党首を務める当時の野党の国民民主連盟(National League for Democracy)(NLD)党は、二院制議会の民選 491 議席のうち 390 議席を獲得した。議会は 2016 年 3 月に、NLD 議員のウー・ティン・チョー(U Htin Kyaw)を大統領に選出し、4 月に、アウン・サン・スー・チーのために、事実上の国家指導者としての同氏の地位を不動にする、国家最高顧問(State Counsellor)の地位を創設した。

文民当局は治安部隊に対する実質的な支配権を維持していなかった。

NLD 政府は 2016 年 3 月に、5 年任期の政権を始動させ、4 月には数百人もの政治犯を釈放した。市民団体によれば、2016 年を通じて、言論及び集会の自由に対する権利において、急激且つ著しい進歩が見られたが、決して完全なものではなかった。

ミャンマーにおける 3 つの主要な人権問題は、紛争の被害を受けた少数民族地域で行われている人権侵害、言論の自由に対する制限及び、ロヒンギャ(Rohingya)住民に対する虐待及び制限であった。当局は、紛争地帯の民間人を殺害、過酷な虐待及び強制避難から保護するのを怠ったが、虐待の届出に対応するための予備的措置を若干講じた。当局は、2012 年に発生したコミュニティ間の武力抗争で強制的に退去させられたロヒンギャ及びその他のイスラム教徒家族およそ 20,000 世帯をラカイン(Rakhine)州内のそれぞれの出身地域に戻し始めたものの、難民キャンプで今も避難生活を送る人々は 120,000 人を超える。さらに、ラカイン州北部のマウンドー郡区(Maungdaw)で発生した、過激派による国境警備隊警察(Border Guard Police)派出所の攻撃に応じて 2016 年 10 月に開始された政府の治安活動に起因して、およそ 30,000 人の民間人が強制避難した。

その他の深刻な人権問題も解決されないままであった。この中には、強姦と性的暴行、強制労働、政治的動機に基づく逮捕、蔓延する腐敗、土地に関連する紛争、言論、集会及び

結社の自由に対する制限及び、ジャーナリストに対する威嚇及び時折発生する逮捕などが含まれる。刑務所や労働収容所の状況は、依然として過酷であった。成人及び子どもの強制労働を含む、人身売買も相次いで発生した。

政府は人権侵害に関与した職員を訴追又は処罰するために若干の措置を講じたものの、政府主体及び治安職員によるかかる行為の多くは、相次いで刑事免責の対象になった。

一部の民族武装集団は、成人及び子どもの強制労働及び児童兵士の徴募等の人権侵害を犯し、紛争地帯の民間人を守ろうとしなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその機関が国内紛争に関係しない恣意的又は非合法的な処刑を行ったという報告が数件なされている。

2016 年 6 月 20 日に、カチン州ミッチーナー(Myitkyina)で、 Gum・セン・アウン(Gum Seng Aung)が政府軍兵士に射殺された。報道機関、警察及び非政府組織(NGO)の詳細に関する報告には、かなりばらつきがあった。伝えられるところによれば、 Gum・セン・アウンとその同伴者は、橋を渡っていた時に別の集団から嫌がらせを受けた。2 人は近くにいた兵士に助けを求めたが、これがもめ合いのように見えてしまい、 Gum・センが命を落とす結果になったということである。複数の報告によれば、 Gum・センの遺体は、争いが発生した場所から 2 マイル以上離れた場所で発見され、これによって、政府による事件の説明の信憑性について疑問が生じた。住民は、 Gum・センの遺体を殉教者であるかのように運び、ミッチーナー郡区のいくつもの通りを練り歩いた。報道によれば、 Gum・セン・アウンの死亡に関与した兵士は、地元警察に出頭したということである。当局は、兵士を殺人罪で告発し、詳細な調査を求めて兵士を軍に引き渡した。軍職員は調査の終了後、非公開裁判を行った。2016 年 11 月 29 日に、軍はミッチーナー郡区で公聴会を実施した。被害者の家族及び友人を含め、市民団体の代表 16 人が出席した。この公聴会で、兵士は Gum・セン・アウンに偶発的に発砲したことを認めた。陪審員団は、2016 年末現在で、兵士に対する評決にも判決にも至らず、審議を深める時間を追加することで合意した。

カチンバプテスト連盟(Kachin Baptist Convention) は、2016 年 9 月に、ミャンマーの人権に関する国連特別報告者に、2015 年 1 月にカチン州で発生したボランティア教師 2 人の死亡事件の調査支援を要請する書簡を提出した。2 人の教師 Maran Lu Ra と Tangbau Hkawn Nan

Tsin は、シャン(Shan)州ムセ(Muse)県 Kaung Hkar 村で、遺体で発見された。市民団体も報道機関も、第 503 ミャンマー陸軍大隊(Burmese Army 503 Battalion)がこの女性達を強姦し、殺害したと主張したが、政府関係者は、検視結果からは大隊の関与又は強姦の徴候を示す証拠は示されなかったと主張した。バプテスト連盟は、2015 年 2 月に独立調査委員会を設置したが、委員会は軍及び警察の協力は不十分だと相次いで報告した。

内戦に関連して、恣意的且つ違法な処刑も相次いで発生した(第 1 節 g を参照)。

b 失踪

紛争の被害を受けている国境州以外で、政治的動機に基づく民間人の失踪に関する報告は一切なされていない(第 1 節 g 項を参照)。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律は拷問を禁止しているが、治安部隊の隊員たちは武力紛争とは関係のない事件で収監者、被拘禁者及びその他一般市民、さらに無国籍者を拷問し、強姦し、殴打し、その他の方法で虐待したと報告されている。このような事件は、たとえばラカイン州及びカチン州で発生した。

伝えられるところによれば、治安部隊は、激しい殴打や食糧、水及び睡眠の剥奪等の、畏縮及び混乱させることを意図する方法を用いて被拘禁者を厳しい尋問に晒した。当局はもはや一般的慣行として火傷を負わせたり、水責めにしたりするような手法は用いていないと伝えられているものの、人権擁護団体は依然として紛争の被害を受けている州における拷問事件を報告し続けている。ここ数年と同じように、当局は事件を捜査するため或いは、犯罪者と疑われている者を処罰するための行動をほとんど起こさなかった。

治安部隊等によるラカイン州での女性強姦に関する信頼できる報告が複数あった。それによると、地方自治体及び治安部隊は、加害者とされる個人の捜査又は訴追を行おうとしなかった(第 1 節 g 及び第 1 節 d を参照)。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び労働収容所の状況は、過密状態、品位を傷付ける扱い及び、質の高い医療や食糧、避難所及び衛生などの基本的ニーズの利用機会の不足に起因して、依然として過酷であった。

物理的状況：政府によれば、矯正局(Correctional Department)は、国内およそ 43 ヲ所の刑務所及び、正式名称が「農業・家畜飼育職訓練センター」及び「製造センター」という、およそ 48 ヲ所の労働収容所を運営している。20,000 人を超える受刑者が、国内各地のこうした施設のうち 46 ヲ所で服役していた。これらの刑務施設において、受刑者はそれぞれの刑期を「重労働」によって短縮する方法を選択することもできる。多くの受刑者は、この形態の方がより望ましいと考えていた。

人権擁護団体と著名な国際 NGO は、およそ 6 万人の受刑者(男性 5 万人及び女性 1 万人)が刑務所や労働収容所の別々の施設に収容されていると推定している。年少者の被拘禁者の数は数百人と推定されている。過密状態は、多くの刑務所や労働収容所で問題になっていたと伝えられている。一部の刑務所では、公判前被拘留者が既に有罪判決を受けている受刑者と一緒に収容されていた。また、政治犯は一般犯罪の受刑者と一緒に収容されることもあった。

医療用品や寝具類は十分でないことが多かった。寝具類は、マット 1 枚、木製の台あるいはコンクリート床に敷いたラミネート加工のプラスチックシートだけのときもあった。受刑者は常に飲用水を利用できるわけではなかった。多くの場合、家族は医薬品や基本的な生活必需品を差し入れ、刑務所が受刑者に配給する物品を補った。収監者は、清浄水、囚人服、平皿、コップ、台所用品など基本的な生活必需品を得るために、刑務所長に金銭を支払ったと伝えられている。

被拘禁者は、質が高くかつ時宜にかなった医療を受けることができなかった。収監者は、非衛生的な環境及び腐敗した食物に起因して発症するマラリア、心臓病、高血圧、結核、皮膚病、胃腸病等の健康問題に悩まされた。伝えられるところによれば、HIV/AIDS その他の性感染症疾病の罹患率は依然として高かった。また、元受刑者は、手入れが悪く、天候要素に対し無防備で、ネズミ、ヘビ及びカビなどが繁殖する物理的構造にも不満を訴えていた。

刑務所の状況及び、質が高くかつ時宜にかなった医療を受けることができない状況に関連して生じる健康問題が原因で拘留中に死亡する事案が報告されている。伝えられるところによれば、2011 年から 2014 年にかけて、国内 46 ヲ所の刑務所・労働収容所において 120 人が死亡した。死亡原因は「天候、食事、生活様式、事故」であったと伝えられている。

ラカイン州の刑務所は、その中でも最悪の状況にあったと伝えられている。刑務所や刑務所以外の収容所に恣意的に拘禁されたロヒンギヤの数百人が適正手続きを拒絶され、ラカ

イン州刑務所の刑務官や治安職員から拷問と虐待を受けた報告が複数あった。

運営：一部の刑務所においては、表向きはスペースの制約と治安上の懸念という理由から、収監者は宗教作法を完全に遵守することを認められなかった。例えば、収監されていた修道僧の報告によると、当局は修道僧が仏教徒の聖日を祝うこと、僧衣を身に纏うこと、剃髪すること、修道院の作法に則った予定に合わせて食事を取ることを認めなかった。また、当局は、治安上の考慮事項を引き合いに出して、イスラム教徒の収監者が金曜礼拝やラマダンで行っているようにグループで祈りを捧げることを認めなかった。収監者も被拘禁者も検閲又は報復を受けることなく、司法当局に苦情を申し立てることができることもあった。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross) (ICRC) は関連する当局に、不適切な状況の訴えについて念を押した。

独立的監視：政府は 2013 年に、ICRC が再び自由に刑務所、収監者及び労働収容所に接触できるようにしたものの、ICRC は軍拘禁施設や刑務所以外の拘置所に立ち入ることはできなかった。ICRC は引き続きその支援を、シャン州、カチン州及びラカイン州等の少数民族地域の刑務所まで拡大している。立ち入りが再開したことを受けて、ICRC と政府は刑務所の水や衛生の設備、医療インフラ及び廃棄物管理システムを改善するとともに、被拘禁者が再び家族と連絡が取れるようあるいは家族成員との連絡を維持できるように支援した。ICRC は、刑務所当局との極秘の二者間対話を通じてその調査結果を報告した。これらの報告書は公開されておらず、また、他の如何なる当事者とも共有されていない。

改善：政府は、引き続き、国内の刑務所態勢の組織的改善を行った。ICRC が民間刑務所及び労働収容所への視察訪問を引き続き行ったことで、拷問の報告が減少した一方、過密状態及び職業訓練の機会にも進展が見られ、これによって、拘禁状態及び基本的サービスも改善された。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律は、恣意的な逮捕を特に禁止していないが、24 時間を超える拘禁については裁判所の許可を得ることを義務付けている。政府は 2016 年 10 月 4 日に、活動家を恣意的に逮捕及び拘禁するために旧政権が利用した、1950 年の緊急事態準備法(Emergency Provisions Act)を撤廃した。

受刑者が当初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することは法律で認められており、政府はこの条項を適用していた。法律は、当局が国家主権と国家安全保障又は公衆の平和と安寧を脅かす行為を行っている若しくは行う可能性があると確信する者であれば誰でも起

訴あるいは裁判せずに拘禁を命じることを認めている。当局は引き続きこれらの法律を広義に解釈したが、活動家、学生リーダー、農場経営者、ジャーナリスト又は人権擁護者を拘禁するためのこの法律の利用頻度は、ここ数年に比べて減少した。

警察及び治安組織の役割

憲法に従って制服組の軍司令官(Military General)が大臣を務める内務省は、主として、都市部及び非紛争地域における法執行と治安維持の任務を担う警察部隊を監督する。国軍(Defense Services)は、軍保安局長事務所(Office of the Chief of Military Security Affairs)(OCMSA)を監督し、特に、紛争地域における法と秩序の維持に重要な役割を果たしている。内務省の管轄下にある国境警備隊警察(Border Guard Police)は、北部ラカイン州(Northern Rakhine State)の治安維持に関して、警察部隊と共同責任を負っている。

紛争地域外では、治安部隊は概ね、法の支配を尊重して活動しており、様々な組織によれば、これまで住民の生活に及んでいた治安部隊の広範囲に及ぶ脅威の影響力は、新政府の下で大幅に縮小したということである。紛争地域では、治安部隊は、身体的虐待及び生計手段に対する脅迫を通じて、依然として民間人に恐怖を与えている。かかる人権侵害に対する軍の捜査結果についての情報は公開されず、治安部隊は概ね、その行為に刑事免責を付与されたようである。治安部隊による人権侵害を捜査する法的メカニズムは存在するが、めったに利用されることはなく、概して、効果がないとみなされていた。広く報じられたシャン州のある事案では、2016年9月に、6月に発生した民間人5人の死亡を理由に、士官4人を含む兵士7人が重労働を伴う禁固5年の実刑を宣告された(第1節gを参照)。

ラカイン州においては、警察は、コミュニティ間の緊張関係が動機の犯罪を捜査せず、また、時には、被害者の家族が訴訟を提起しようとするのを阻止した。2016年8月18日に、ラカイン州シットウェ(Sittwe)郡で、複数の兵士が捕虜収容所の外で意識を失ったロヒンギャ女性1人を発見した。名前は Raysuana であった。兵士は村の官吏に、この女性を診療所に連れて行くよう要求した。この女性はそこで死亡した。伝えられるところによれば、診療所の職員は強姦を示す創傷に気付いたが、警察は捜査を拒否し、それどころか、検死を行わずに Raysuana を埋葬するよう村民に命令したということである。

政府は、引き続き、警察活動の国際基準に基づいて警察の訓練を行った。外国政府及び国際社会は、紛争防止に配慮した警察活動、地域社会の警察活動、群衆の取締り、被害者を重視した法執行アプローチ及びその他の関連する題材について、訓練を提供した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律は一般に搜索及び逮捕に当たって令状の提示を義務付けているが、伝えられるところによれば、OCMSA も警察も意のままに搜索を実施し、逮捕を行ったということである。国家安全保障の問題に責任を負う警察の特別部(Special Branch)は、公判前拘留が行われる前、法律では定義されていない期間で特別部が「尋問段階」と名付けた期間中、人々を勾留したと伝えられている。裁判所の許可を得て、警察は起訴せずに最長 2 週間、個人を拘禁することができる。この期間はさらに 2 週間延長できる可能性がある。

死刑事件を除き、法律は被拘留者に対し、弁護士に相談する権利或いは、被拘留者が貧困者である場合、国が指名する弁護士を抱える権利を認めていない。政府は 2016 年 1 月に、国内で初めての法律扶助に関する法律を可決した。この法律では、連邦最高裁判所事務局(Office of the Supreme Court of the Union)に、連邦法律扶助委員会(Union Legal Aid Board)が実施を監督する、国家法律扶助スキームを管理するよう定めている。

保釈制度は機能しているが、賄賂は保釈に代わる一般的な手段であった。保釈は一般に刑事事件に適用された。政府は時として、直ちに弁護士に相談するという被拘禁者の権利を認めなかった。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕についての報告がなされている。停戦協定に調印した民族武装集団の党派、アラカン解放党(Arakan Liberation Party) (ALP)は 2016 年 4 月に、ラカイン州の軍が民間人に、荷役及び人間の盾の役割を果たすよう強要したと非難する公式声明を発表した。軍は 2016 年 5 月に、刑法に基づく治安妨害及び扇動の罪で、ALP の広報副部長で人権活動家のカイン・ミョー・トゥン(U Khaing Myo Htun)を告訴した。カイン・ミョー・トゥンは、伝えられるところによれば、この公式声明を裏付けるために、軍事活動の映像記録を収集したということである。同氏は 2016 年 7 月 25 日に逮捕された。2016 年 8 月に行われた同氏の第一回審理では、数百人もの支持者が裁判所の外で同氏の逮捕に抗議した。カイン・ミョー・トゥンは、複数回にわたる審問での審理までの保釈を求める同氏の請求を裁判所が拒否してから拘禁状態に置かれている。最後の審問は 2016 年 12 月 2 日に行われる。

政府は、2015 年 7 月の逮捕後、2016 年 4 月に、学生指導者のゼヤ・ルウィン(Zeyar Lwin)及び Paing Phyoe Min を釈放し、赦免を与えた。政府は、2015 年にレパダン(Letpadan)で起こった教育改革抗議運動に関連して拘禁された 60 人も解放した。どの告発も 2016 年初めに取り下げられていた。

裁判前の拘留：当局が頻繁に、かつ、恣意的に裁判前拘禁期間を延長したという報告がな

されている。法律により、容疑者は、出廷させられることなく或いは、起訴内容を知らされることなく、裁判前に(2 週間の延長可能性を伴う)2 週間の未決拘禁状態で拘束される可能性がある。弁護士によると、警察は日常的に容疑者を法的に認められる期間に亘って拘留し、訴状の提出は行わず、その後、途中で出廷させることによって、2 週間ごとの裁判前拘留を繰り返した。裁判官と警察は結託して拘留期間を延長することがあった。弁護士によると、恣意的な且つ長期にわたる未決拘禁が行われるのは、長期に及ぶ訴訟手続き、多数の被拘禁者、司法の非効率性、腐敗の蔓延及び、職員不足に起因している。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：政府は、被拘禁者が 2 週間の未決拘禁期間に先立って、裁判所で法的根拠に異議を唱えることを、概ね、許可しなかった。

恩赦：大統領は 2016 年 4 月 8 日に 100 人を超える政治犯を解放し、4 月 11 日には、83 人の政治犯に赦免を与えた。複数の人権擁護団体によれば、政府は 2016 年を通じて、赦免又は刑期の終了のいずれかを通じて、235 人を超える政治犯を解放し、さらに数百人に対して、告発を取り下げた。

e 公正な公判の否定

法律は司法の独立性を求めているものの、司法制度は組織化された腐敗に特徴づけられたこともあり、軍及び政府の事実上の支配下に置かれることがあるようだった。市民団体組織の調査によると、賄賂の支払い、警察に留置されている被拘禁者との面会など日常的な事柄から訴訟事案の判決の工作に至るまで法的手続きの全ての段階で、かつ、全ての階層の職員に対して行われている。前年と同様に、政府は、汚職を理由に裁判官に訴訟を提起しなかった。

政府は、公正な公開裁判を個人に拒否する意図でこれまで用いられてきた法律の多くを撤廃又は改正した。政府は 2016 年 10 月に、緊急事態準備法(Emergency Provisions Act)を撤廃した。政府は 10 月に、平和的集会・示威行進法(Peaceful Assembly and Processions Act)も改正した。その他の法律は依然として有効であった。これには、公然たる反体制運動を検閲又は訴追するための、常習犯法(Habitual Offenders Act)、電子取引法(Electronic Transactions Law)、テレビ・ビデオ法(Television and Video Act)、破壊分子の危険から国家を守る法(Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements)及び、刑法第 505 条(b)項などがあった。政府が政治目的で裁判所を巧みに操ることを可能にする法規定は依然として実施されていたが、この数年に比べて、政府がこの規定を用いる頻度は減少した。平和的反対運動を非合法化し、適正手続き及び公正な裁判を受ける権利を民間人から剥奪する目的で、この法律の一部が使われることがやはりあった。

政府は 2016 年 1 月 22 日に、軍が名誉棄損であるとみなす写真をフェイスブックに投稿したとして、カチン州の活動家パトリック・クン・ジャー・リー(Patrick Kum Jaa Lee)に、禁固 6 ヶ月を言い渡した。当局は、2015 年 10 月にパトリックを逮捕し、2013 年の電気通信法の下に同氏を告発した。同氏がインsein(Insein)刑務所で刑期を終えた後、政府は 4 月 1 日に同氏を釈放した。

政府は 2016 年 4 月に、刑期を終えたノー・オウ・ラ(Naw Ohn Hla)及び他の活動家 5 人を釈放した。ヤンゴンの中国大使館の前で土地紛争に対する抗議運動を行ったことが理由であった。

裁判手続

法律は、公正な裁判を受ける権利を規定しているが、例外も広範に認めているため、政府は事実上、意のままにこれらの権利に違反することが認められている。通常の刑事事件の場合、裁判所は、独立した司法に対する権利、国民の司法の利用機会及び抗弁及び控訴の権利等の、適正手続に関する複数の基本的な権利を概ね尊重した。被告は、次に掲げる権利を享受していない。推定無罪の権利、罪状について直ちにかつ詳細に通知される権利、出廷する権利、無償の通訳の権利又は、死刑裁判を除き、自らが選択した弁護士と相談する権利又は国費で国が指名した弁護士を抱える権利。刑事事件の被告側弁護士は、弁護を準備するために十分な時間と施設を求める権利はないものの、公判の準備に 15 日間の猶予を与えられるのが一般的であった。被告は、判決を上訴する権利を有するが、大半の上訴裁判においては、原判決が支持された。法律の如何なる条項も、被告が強制されて行った証言又は自白を裁判所で使用することを認めていないが、伝えられるところによれば、当局は両方に加担したということである。国内の人権派弁護士によれば、司法当局によるこの権利の多くの侵害及び標準的な裁判手続きの違反は、新政府の下で減少した。

通常の刑事事件は一般公開されている。被告側弁護士は、証人と対決し、証拠を提示する権利を有していないが、時折証人を呼び、反対尋問を行い、証拠を検証することができた。被告は、政府が所有する証拠を閲覧する権利を有していないが、閲覧が時折許可されるときがあった。民主化運動活動家は一般に、弁護士を抱えることができるように見えたが、被告が弁護士と接触できる機会は十分でない場合が多かった。家族成員が当局から個人の逮捕について適時に通知されず、その個人の所在を伝えられず且つ、適時に収監者と面会する権利を頻繁に否定されたという報告がなされている。

司法の公平性に関する懸念は依然として残っており、複数の NGO 及び弁護士の報告によれ

ば、新しい政権下では、評決に影響を与えるための刑事裁判に対する干渉はこれまでより非日常化したということである。

政府は、法律の下に刑期を延長する能力を回復した。内務相は、一方的に 2 ヶ月ずつ 6 回にわたって、すなわち最長 1 年間まで刑期を延長する権限を有している。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政府は 2016 年を通じて、数百人もの政治犯を解放した。2016 年 10 月現在で、国内各地の刑務所に収監されている政治犯はごく少数であり、新政府が政権を握ってから、有罪判決を受けた者はいなかった。2016 年 5 月に個別に発生した、労使紛争及び土地争議に関連する 2 度の抗議運動によって、2016 年に逮捕された政治犯の数は、150 人を超えた(題 7 節を参照)。政府は、有罪判決を宣告せずに多くを数日後に釈放したが、2016 年 12 月現在で、15 人は依然として未決拘禁状態であった。2016 年 12 月に、政治犯 66 人が、様々な罪状で裁判を受けた。この数字には、数百人にも上ると推定されるラカイン州の被拘禁者は含まれなかった。

釈放された政治犯の多くは、釈放後に厳しい制限を受けた。この中には、収監前に行っていた調査の再開不能、渡航文書の確保又は、身元若しくは土地の所有権に関するその他の書類の取得の禁止などが含まれていた。刑法に基づき、釈放された政治犯は、何らかの理由で再逮捕された場合、原刑期の残存期間を務めなければならない恐れがあった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害に対する民事救済措置に関する特別の制度又はそのような救済措置を定めた法律は一切ないものの、苦情申立人は刑法の条項及び民事訴訟法を利用して、民事救済措置を求めることができる。個人も組織も、地域の人権擁護団体に判決の逆転を訴えることはできない。

財産回復

憲法に基づき、ミャンマー領土内の全ての土地の所有者は国家であるが、2012 年農地法(Farmland Law)は私人が土地の保有権を登録し、売却することを認めている。

新政府は 2016 年 1 月に、2014 年に始まったパブリックコンサルテーションを経て、新規の土地利用政策を承認した。新規の政策では、小自作農、コミュニティ、民族、女性及びそ

の他の脆弱な集団の正当な土地保有権の許可、保護及び登記を強調している。この政策には、正規に法的許可を受けなかった慣習的保有権の許可、保護及び最終的な登記も組み込まれている。政府は法律により、未使用の土地を宣言し、当該地を外国人投資家に譲渡する又は他の用途向けに指定することができる。いずれの法律の下でも、土地保有権又は土地没収の決定に係る司法検証は定められていない。これにより、中央政府の政治的支配を受ける行政機関が土地の利用及び登記に関する最終決定を行う。市民団体グループは、法律が伝統的な集団所有地や移動耕作制度における権利を認識していないという懸念を提起している。集団所有地や移動耕作地は、特に少数民族集団が居住する高地において広く見られる。政府による私有地の収用には依然として、1894 年の土地収用法(Land Acquisition Law)が適用された。同法は、政府が公益のために土地を収用する際の補償金について定めている。市民団体グループは、公正な市場補償金の弁済を規定するための保護措置が同法には欠けていると批判した。

研究者たちは、農地法及び更地・休閑地・未開墾地法(Vacant, Fallow, and Virgin Land Law)を含め、土地に係る諸法によって、手続き面で十分な保護を与えることなく土地を没収する行為が助長されると懸念を提起している。カチン州(Kachin)、モン州(Mon)、カレン州(Karen)及びシャン州(Shan)の民族集団が支配する地域における、法的枠組み及び伝統的な土地保有形態の併用は、土地法に基づく正式な法的許可が発生しない可能性がある。

議会の農地調査委員会(Farmland Investigation Commission)は、没収されたが未使用の数千エーカーの土地を返還するか、政府から土地を収用された農家に補償を施すかのいずれかを薦める 2013 年報告書の勧告を実施及び執行する権限を与えられず、メディア情報筋は没収された土地の返還がほとんど進展していないと報道した。更地・休閑地・未開墾地法は、取得してから 6 ヶ月以内に生産的に利用されない土地は返還することを義務付けているものの、市民団体グループは軍によって収奪された土地が長期間に亘って未使用のまま放置されていると報告した。

政府は 2016 年初めに、2014 年に当時のテイン・セイン(Thein Sein)大統領によって創設された土地利用の管理に関する中央委員会(Central Committee for Management of Land Use)を解散し、土地収用に引き続き取り組むための州、管区、県、郡区、町及び村レベルに小委員会を設置する、土地収用再調査中央委員会(Land Acquisition Reinspection Central Committee)と差し替えた。

2016 年を通じて、没収された土地が返還された具体的な報告はなかった。

旧軍事政権の下で、ミャンマー石油ガス公社(Myanmar Oil and Gas Enterprise)、ミャンマー港

湾公社(Myanmar Ports Authority)及び軍等の様々な政府機関は、ほとんどの場合適正手続きを踏まず又は十分な補償を行わずに、農場経営者や農村部コミュニティから頻繁に土地を没収した。2016 年 10 月にラカイン(Rakhine)州北部で発生した攻撃の末、数百件もの民家が焼失した。政府の仕業だとする報道もあれば、地元のロヒンギャ族集団の仕業だとする報道もあった。政府は、かかる主張について事実を把握する意図で、2016 年 11 月に調査員会を設立した。被害に遭ったコミュニティに対する政府からの支援計画の発表はなかった。

2016 年 12 月 22 日に、政府は、慣習法の下に従来農民の所有物であった土地への「不法侵入」を理由に、シャン州の農民 72 人に、禁固 1 ヶ月を宣告した。ミャンマー軍東部軍区もやはり土地の権利を主張し、正式に土地を所有するのは軍であるが、軍の許可を得れば農民が使用してもよいという妥協案を拒否した農民複数を告発した。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

私生活及び家宅及び財産の安全は、法律で保護されているが、複数の人権擁護団体の報告によれば、政府職員は裁判所の又はその他の適切な許可を得ずに家宅に侵入しているということである。政府は 2016 年 9 月に、2012 年の小区・村落行政法を改正し、宿泊客を地方当局に届け出る義務を撤廃した。改正法では、1 ヶ月より長い滞在に対する届出を義務付けている。

法律は往復書簡又はその他の通信に対する国民のプライバシーを保護しておらず、当局は日常的に私信、電話及び電子メールを検閲しているというのが大方の見方であった。伝えられるところによれば、政府は引き続き、双方向の電子通信機器の全ての使用許諾と調達状況を管理し、監視しているということである。政府は、これらの電子機器を利用したいと思う企業や組織に対し、使用許諾を申請するよう義務付けている。

複数の活動家の報告によると、政府は組織的に市民の移動を監視するとともに、政治的に活発であると知られている人々の活動を監視した。政府は、警察特別部、公式の情報網及びその他の行政手続きを利用してこの監視活動を行った(第 2 節 d を参照)。

法律は成人に達した女性と男性が結婚する権利を制限していないものの、1998 年の最高裁判所命令は、司法職員がミャンマーの女性と外国人の男性との間の結婚に関する申立書を受け入れる又はその結婚を主宰することを禁じている。この命令は散発的に執行された。

2015 年 5 月に、政府は人口抑制保健法(Population Control and Health Care Law)を制定した。同法には、性と生殖の権利及び女性の権利を損なう可能性がある条項が含まれている(第 6

節、女性を参照)。同年 8 月に、政府は仏教徒女性特別婚姻相続法(Buddhist Women Special Marriage law)を制定した。同法は、仏教徒以外の男性と仏教徒の女性の結婚に関する通知及び登録要件を規定している。同法は、仏教徒以外の夫に対する新たな義務も導入し且つ、その義務を遵守しなかった場合の刑罰を記載している。2015 年に可決された単婚法案は、複婚及び姦淫も非合法化している。

北部ラカイン州では、地元当局は、少数民族ロヒンギャの人々が正式に結婚するためには許可を得ることを義務付けている。この措置は他の民族には義務付けられていない。申請してから許可が下りるまでの期間は 1 年を超えることがあり、通常は賄賂が要求された。複数の人権擁護団体によれば、2016 年 4 月 28 日に、ブティダウン郡区の国境警備隊警察は、イスラム教教団の信者に婚姻許可の取得を求める追加要件を詳しく説明する新たな指示を、村の行政官に公布した。政府は改訂された手続きを「ベンガル族の婚姻に関する諸事項」と称した。あらたに義務化された書類には、当該夫婦が法定婚姻年齢であることを示す県の出入国当局の書状、当該夫婦に刑事犯罪歴がないことを示す警察署長の書状、当該夫婦が伝染病に罹患していないことを保証するヘルス・アシスタントの書状及び、当該個人が独身で結婚歴がないこと及び、以前の婚姻関係が 3 年以上前に解消されていることを確認する村の行政官の書状などがあつた。許可なく結婚すれば、男性が「詐欺的に」女性と結婚することを禁じる刑法の下に、ロヒンギャの男性は起訴され且つ、禁固刑又は罰金刑を科される可能性がある。法律は、非仏教徒の家族による養子縁組を禁じている。

g 国内の紛争での虐待行為

過度の武力行使及び内戦に関連する他の人権侵害を伴う事件が国内各地で発生したが、かなりのばらつきが見られた。チン州及び南東部の多くでは、少数民族地域での民間人に対する広範囲且つ組織的な暴力的人権侵害は引き続き減少した。これは主に、民族武装集団間で交わされた二者間停戦協定による。上記の地域は、8 つの民族武装集団が締結した、全国停戦協定(Nationwide Ceasefire Agreement)の対象範囲でもあつた。カチン州及びラカイン州さらに、シャン州の一部では、NCA に加盟しなかった集団と政府軍との衝突が相次いで発生し、政府軍及び民族武装集団の両方から民間人が人権侵害を受けたとする信憑性のある申立てが複数あつた。衝突の大半はシャン州及びカチン州北部で発生したが、2016 年初めに発生したアラカン軍(Arakan Army)とラカイン州駐留軍との戦闘さらに、2016 年 10 月から 12 月にかけてラカイン州で発生した武力抗争によって、大規模な強制避難及び人権侵害の申立てが発生した。シャン州北部では特に、民族武装集団間の紛争が著しく増大し、2016 年をほぼ通じて、シャン州復興評議会(Restoration Council of Shan State)とタアン民族解放軍(Ta'ang National Liberation Army)間の戦闘が続いた。上記の集団及び政府軍はいずれも、敵兵とみなした個人を拉致し、拷問し、殺害した他、複数の村落を焼き払い、民間人に番兵又

は人間の盾の役割を果たすよう強要したということである。

国際労働機関(ILO : International Labor Organization)は、強制労働の実際の利用件数が全体として減少していることを示す報告を引き続き受理していると報告した(第 7 節 b 項を参照)。

カチン州とシャン州においては、政府軍と民族武装集団との間で武力衝突が繰り返されている状況で、数千人の人々が国内避難を余儀なくされており、これらの地域で紛争の被害を受けているコミュニティの長期的に移住を悪化させている。

軍は、民族武装集団の影響力が大きい地域の多くに引き続き部隊を駐屯させ、ほぼ全ての都市、町及び高速道路を支配下に置いた。政府軍兵士及び民族武装集団による広範な虐待についての報告が続いていた。この中には、シャン州、カチン州及びラカイン州の民族集団の住民に対する殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住及び強姦行為などが含まれている。上記の人権侵害は依然として、刑事免責の対象になった。

殺害：軍将校は、紛争地域の市民を殺害し、拷問し、その他の方法で激しく虐待を加え、しかも、公式な取調べを受けることも責任を問われることもなかったと伝えられている。無差別な武力行使は、民間人の命も奪う結果になった。一部の民族武装集団、特に、シャン州復興評議会 (Restoration Council of Shan State) 及び TNLA は、敵対する武装集団の一員の疑いがある民間人を何人も殺害したということである。政府軍と民族武装集団間の衝突は、シャン州北部及び南部では 2016 年を通じて定期的に発生し、ラカイン州北部でも 2016 年末に発生した。

2016 年 10 月から 12 月にかけて、政府の治安部隊及び地元のロヒンギャによる民間人の違法な処刑に関する非公式の報告が多数伝えられた。2016 年 10 月 9 日に、大規模な(政府がアカ・ムル・ムジャヒディン(Aqa Mul Mujahidin と呼ばれる集団と特定した)3 つの過激派集団が、ラカイン州北部 3 箇所の国境警備隊警察の派出所を襲撃した。この襲撃の結果、警察官 7 人が死亡、5 人が負傷した。加害者、奪われた武器及び 10,000 発を超える弾薬の捜索に向けて政府は治安活動を開始した。政府によれば、この浄化作戦の過程で、民間人およそ 100 人が命を失った他、900 世帯が家屋を焼かれ、民間人およそ 30,000 人が強制避難したという非公式の報告があった。襲撃者及び武器の捜索が続く中、2016 年 11 月 12 日にラカイン州北部で衝突が再発した時点で緊張は一気に高まり、さらなる武力抗争が勃発する結果になった。政府の 2016 年 11 月 15 日の報告によれば、11 月 9 日から 11 月 14 日にかけて発生した武力抗争で、地元住民 69 人と治安部隊員 17 人が命を奪われ、地元住民 234 人が逮捕された。今回も、ロヒンギャ住民に対する治安部隊の、強姦、殺害及び自宅の焼打ち等の暴虐行為及び、地元のロヒンギャによる民間人への暴虐行為が非公式に複数報告

された。こうした治安状況を通じて、政府は報道機関及び人道支援組織の立入りを制限したため、信頼できる情報の入手は依然として難しかった。政府は 2016 年 11 月 28 日に、ラカイン州北部の人権侵害の報告を調査するための、ミン・スエ(Myint Swe)副大統領を長とする委員会の結成を発表した。政府は 2016 年 12 月 19 日に、政府の治安部隊の支援を得て、ジャーナリスト 13 人を探すためのマウンドー郡区への 3 日間の遠征調査も実施した。

2016 年 6 月 25 日、シャン州北部の Mong Yaw に駐屯する軽歩兵大隊 362 隊の兵士が、逮捕及びそれに続く、民族武装集団と関わった可能性に対する数十回に及ぶ取り調べの末、男性 5 人を殺害した。村民は、数日後に浅く掘られた死体置き場で死体を発見した。2016 年 7 月に、軍事保安局長のミャー・トゥン・ウー(Myat Tun Oo)中將は記者会見を開き、殺害に対する政府軍の過失を認めた上で、加害者を訴追する政府側の意向を述べた。政府軍は調査の末、2016 年 9 月 13 日に、軍事法廷を開き、村民 15 人に事件の推移を出廷して証言することを許可した。4 人の士官を含む兵士 7 人は殺害を自白し、軍事法廷は 7 人に重労働を含む禁固 5 年を言い渡した。2016 年 7 月に発生した同じ事件で、兵士は他にも男性 2 人を殺害したということである。2 人の遺体は他の 5 人の隣で村民によって発見された。軍は、この 2 人の死亡については責任を容認せず、2016 年末時点で捜査は保留されていた。

誘拐：政府軍兵士が紛争地域で村民を誘拐したという報告が複数なされている。2016 年 5 月 18 日に発生したシャン州軍に対する軍事攻撃で、軍関係者は伝えられるところによれば、民間人 2 人を殺害し、13 人を恣意的に逮捕及び拘禁した。拘禁された 13 人のうちの 1 人、ワンロン(Wan Long)村長の Loong Aw Aung は、逮捕後行方不明になった。2016 年末時点で、同氏は依然として行方不明であった。

身体的虐待、刑罰及び拷問：NGO の報告には、カチン州及びシャン州の民族武装集団との協力が疑われた又はそれを支持したとみなされた民間人の軍による拷問及び殴打が記録されていた。相次ぐ報告によれば、カチン独立軍(Kachin Independence Army)による強制労働及び強制徴兵も発生した。

伝えられるところによれば、2016 年 5 月 11 日から 5 月 20 日にかけてシャン州、政府軍はシャン州チャウメー(Kyaukse)郡区で発生した攻撃は、政府が仕掛けたものだということである。兵士は、この争いに関係ない個人を、虐待死、殴打し、殺害した。シャン人権基金(Shan Human Rights Foundation)の報告によれば、政府軍は民間人 48 人に 3 回にわたって、護衛として 24 時間近く兵士の前を歩くよう強制したということである。3 回とも食事や水も与えなかった。2016 年 5 月 14 日に、政府軍は戦闘の末、村民 5 人を逮捕し、車のバッテリーに取り付けてあった鉄線を使って、2 晩もの間殴打及び拷問に晒した後、兵士のための荷役を強要したということである。伝えられるところによれば、紛争に関係していない民間人 3

人の遺体が村民によって発見され、身元確認された。政府は、2016 年を通じて、上記の出来事を調査していなかった。

ある著名な市民社会団体の報告によれば、政府軍兵士は、少数民族が暮らす州の女性及び女兒に対して性的暴力犯罪を何度も行った。

軍は、軍の荷役として仕えるよう民間人に強要するのを阻止するための措置を相次いで講じたが、シャン州北部、ラカイン州及びカチン州等の紛争発生地域で、軍が補給品の運搬又は、他の支援役を果たすことを民間人に強要した非公式の報告が相次いで発生した。国境沿いで活動する国内の武装集団、NGO 及び市民は、2015 年を通じて軍と武装集団が地雷を利用し続けていると報告した。政府と少数民族集団は共同地雷撤去措置を協議し続けているが、地雷は一切撤去されていない。軍は南東部において、単独で限られた地雷撤去作戦を行った他、特定された時点で、簡易爆発装置及び不発弾の撤去を実施したが、数は少なかった。

州レベルの地雷リスク作業部会(Mine Risk Working Group)(MRWG)は、結成プロセスを継続し、2016 年 6 月に、カレン州(Kayin)及びシャン州北部で 2 つの団体が新設された。この 2 つの団体は、州の各省の代表、国内外の NGO の代表で構成され、2016 年末現在、カチン州、シャン州、カヤ州及びカレン州で活動していた。ミャンマー社会福祉・救済再復興省社会福祉局(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement, Department of Social Welfare)は 2016 年 4 月及び 7 月に、国レベルの MRWG 会議を行った。同局は、2016 年 4 月及び 6 月にも、連邦レベルの MRWG を 2 度開催した。同局は、MRWG のメンバーが開発した地雷リスクの標準的訓練ツールを支持した。これは MRWG のメンバー全員が利用できるように提供された。同局及び国連児童基金 (UNICEF) は、2016 年を通じて、2016 年 9 月の新規の標準的ツールを使った第一回指導者訓練を含め、一連の訓練セッションを行った。

児童兵士：過去数年と同じように、児童兵士の徴用を終息し、軍務就く児童兵を復員及び社会復帰させる意図で政府と国連が協力して策定した 2012 年の共同行動計画の実施は、引き続き順調に進展していた。国連監視及び報告国別タスクフォース(Country Task Force on Monitoring and Reporting)(CTFMR)--子どもに対する重大な人権侵害を監視及び報告するための正式なメカニズム--が検証した児童兵の徴用事案 1 件だけであった。これは、2015 年に確認された 6 件及び 2014 年の 29 件に比べて著しい減少であった。政府は軍の階級で身元が確認された児童兵 101 人を開放した。これで、2012 年以降に解放された児童兵は合計 800 人を超えることになる。軍は、CTFMR が軍に報告した事案に加え、未成年者事案疑惑を引き続き特定した。CTFMR は、上記の報告を、ホットライン、強制労働苦情処理制度及び、コミュニティネットワークから報告された。CTFMR の正規のプロセスを介さず、軍務から

脱走した子ども又は市民団体組織を通じて復員した子どもは、軍が事案を調査する期間に、脱走の嫌疑で相次いで逮捕及び収監された。

軍は、大隊レベルにおける全ての徴兵行為の禁止令を引き続き執行し、児童兵の徴用及び使用に加担した理由で、軍当局者及び下士官に相次いで制裁措置を講じた。軍が CTFMR 提供した情報には、所定の報告義務措置が子どもの徴用及び使用に関する各事案に結びついたものもあり、これによって、軍の報告義務措置の検証が可能になった。軍はこの報告書を公表しなかった。

国連の報告によると、政府はこの行動計画に基づくコミットメント、すなわち、国連監視団が合意された手続きの遵守状況を検査することを認める、児童の徴用を中止する、また、武力紛争に動員されている者の確認と復員のプロセスを実施するという誓約の履行状況を改善している。国連監視団は、紛争及び紛争以外の被災地域の両方で、徴兵施設、訓練センター、軍事基地、拘禁し越及び国境警備部隊等の要求した軍事施設に全て立ち入ることができた。軍事施設の特定の場所への立入りは、依然として断続的に困難になった。

社会福祉省、UNICEF 及びその他のパートナーは、解放された子どもに社会扶助及び社会復帰へのサポートを提供した。

軍関係者は CTFMR と協力して、国際人道法について、新兵募集担当将校及び階級が大尉までの兵士を含む軍将校を相次いで訓練した。UNICEF は国内 4 ヶ所の新兵募集センターに配属された職員を訓練し、新兵募集の段階で入隊を拒否された児童兵候補者の数が増加したと報告した。政府軍は、2015 年に開始され 2016 年を通じて行われた徴用手続きを強化した。これには、CTFMR の勧告に従って徴用職員の月次訓練に組み込まれていた、年齢評価訓練の追加などがあった。

民族武装集団は、強制徴用と児童兵士を利用し続け、身代金を要求することもあったと伝えられている。カチン独立軍がカチン州に居住するタイレン(Taileng)民族集団(レッド・シャーン(Red Shan)族としても知られる)を強制徴用しているという報告が複数なされている。児童兵の徴募及び使用で知られる他の民族武装集団には、民主カレン慈善軍(Democratic Karen Benevolent Army)、カレン民族解放軍(Karen National Liberation Army)、カレン民族解放軍平和協議会、Karen National Liberation Army-Peace Council)、カレンニー軍(Karenni Army)、シャーン州軍南部(Shan State Army South)及びワ州連合軍(United Wa State Army)などがあった。

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

紛争に関連するその他の人権侵害: 政府は、新たな衝突が発生した後で、ラカイン州、カチン州及びシャン州の紛争の被害を受けた地域への、救援物資の搬入許可及び国際人道機関の立ち入りを制限した。政府は、定期的に、国連や国際 NGO が紛争地域に立ち入ることを日常的に拒否し、軍は NGO 職員の安全を保障できない又は人道支援は民族武装集団を潤すものだとして主張した。政府部隊が紛争地域の支配権を取り戻していくにつれて徐々に立ち入りを認めていった。国内を拠点とする組織は、一般に、政府支配下地域外にいる 46,000 人の国内避難民(IDP)に制限なく近づくことができたが、国際機関及び国連機関は、公式任務でも政府の承認プロセスを経た後で初めてこれらの地域に入ることができた。2016 年 9 月現在、政府は、カチン州の政府の支配下外の地域への人道支援の提供を許可していなかった。ラカイン州では限られた、散発的な人道支援の提供のみを許可した。紛争によって強制避難を続ける国民は、シャン州及びカチン州では 98,000 人を超え、ラカイン州では 120,000 人を超えた。一部の事例においては、自宅から強制退去させられた村人が、地雷が多数埋められていることが多い地域内の森林の中へ逃げ込み、十分な食糧もなく、安全も確保されず、あるいは基本的な医療も受けられない状態にあった (第 2 節 d を参照)。

2016 年 10 月にラカイン州北部で発生した攻撃を受けて、政府は浄化作戦を開始した。これには、マウンドー郡区への人道支援の提供の制限などがあった。政府は、2016 年 12 月に、マウンドー郡区の一部で立ち入りを再開したが、2016 年を通じて、人道支援の提供は依然として制限されていた。

民間人を戦闘員の盾に利用した報告がいくつかあった(身体的虐待、刑罰及び拷問を参照)。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法は、「全ての国民は、その信条と見解を自由に表現し、発表する行為において自由であるものとする」と規定しているが、これらの権利を行使するに当たっては、「国家安全保障、法と秩序の支配、地域社会の平和と安寧又は社会的秩序と道德規範を目的として制定された諸法律に反してはならない」という広範かつ曖昧な警告文言が含まれている。ジャーナリストに対する脅迫及びジャーナリストの逮捕は減少した。

言論及び表現の自由：当局は、宗教を誹謗したり、政府に批判的な政治的見解を表明したりした民間人を、概して、無許可の抗議活動を行った又は国家安全保障法に違反した嫌疑

で逮捕し、拘禁し、有罪判決を下し、収監した。2016 年 10 月の政府の法改正に先立ち、許可を得ない抗議デモの決行で告発された個人の中には、数百回にも及ぶ審問を受け、判決に到達するまでに大幅な遅延に晒された者もいた。しかし、都市部の民間人の多くが報告したところによれば、ここ数年に比べて、言論及び表現の自由は格段に向上した。

政府は 2016 年 11 月 3 日に、NLD 幹部のウー・ミョー・ヤン・ナウン・テイン(U Myo Yan Naung Thein)を、10 月にフェイスブック上でラカイン州北部における軍の対応に批判的な見解を投稿したとして逮捕し、電気通信法に基づく名誉棄損罪で告発した。政府は、電気通信法の恣意的な性質に異論を唱える発言を理由に、複数回にわたる審理において、同氏の保釈を拒否した。2016 年末時点で同氏の裁判は係属中であり、同氏は依然として拘禁されていた。

政府は 2016 年 4 月に、政治犯数百人に恩赦を与えた。これには、2015 年 6 月に宗教誹謗の罪で禁固 2 年を言い渡された Htin Lin Oo が含まれた。10 年以上にわたって収監されていた有名な民主主義活動家の Htin Kyaw 及び、いずれも 2014 年に禁固 10 年を言い渡された *Unity Journal* のジャーナリスト 5 人も釈放された。

言論の自由は一般に拡大しているものの、治安機関による監視と嫌がらせを理由として、一部の人々は政治的にデリケートなテーマについて公然と話すことを依然として警戒している。警察は、政治家、ジャーナリスト、作家、外交官を監視し続けた。ジャーナリストは政府の情報提供者が記者会見及びその他の行事に出席する慣行が広く行われていることに不満を漏らしている。こうした行為は記者及び行事の主催者を威圧しているとジャーナリストたちは語っている。情報提供者は主催者と出席者のリストを要求した。

2016 年 10 月から 11 月にかけて、ラカイン州北部の武力抗争に関連して、報道機関の自己検閲及び抑圧事件が複数発生した。相次ぐ治安活動により、報道機関の立入りが制限された。伝えられるところによれば、ラカイン州における軍事行動に批判的な記事を理由に、報道記者及び報道機関幹部が複数解雇された。

報道の自由：民間の報道機関は活発に報道を行い、以前よりも制限を受けずに活動できた。政府は 民間が所有する日刊紙の発刊を許可した。2016 年 9 月現在、当局は 27 の日刊紙を承認しており、そのうちの 7 紙は購入することができる。

国内メディアは和平プロセスと民主改革等の、人権及び政治問題に関する情報を取扱うことができた。メディアは一般に、国営メディアでは広く報道されない抗議活動や国内紛争のテーマを取り上げることを政府から許可されていた。しかしながら、特に過激主義仏教徒、軍及びラカイン州の状況などに関係した問題については自己検閲が引き続き行われて

いる。政府は、外国人ジャーナリストを管理するためにビザを利用し続けている。外国人ジャーナリストの報告によると、ビザの有効期間は 28 日間から 6 ヶ月までの幅があった。軍が治安上の懸念を掲げて報道機関の立入りを阻止したラカイン州北部では、2016 年 10 月から 12 月までこの手続きは適用されなかった。

軍は引き続き、報道機関の明らかな誤報について、ゼロトレランスを実践した。当局は、2016 年 6 月のサガイン管区(Sagaing Region)裁判所での名誉棄損を理由に、デイリー・イレブン(Daily Eleven)紙の編集長ワイ・フィオ(Wai Phyo)を告発した。同紙は、2015 年 4 月の記事を理由にある兵士から起訴されていた。この記事は、兵士の写真を掲載し、軍による敵陣襲撃に注目したものだ。同紙は 2016 年 5 月 4 日に、軍がミャンマー新聞評議会(Myanmar Press Council)(MPC)を介して不服申立てを提出したのを受け、釈明を交付した上で、軍の司令官及び情報部長に書簡の写しを送付した。デイリー・イレブン紙によれば、軍及び MPC はこれに対応せず、軍は 2016 年後半になって、このジャーナリストを訴えたということである。

ミャンマータイムズ紙は 2016 年 10 月 31 日に、ジャーナリストのフィオーナ・マクレガー(Fiona Macgregor)を解雇した。伝えられるところによれば、ラカイン州北部における人権侵害疑惑に関する報道が理由だということである。マクレガーが執筆し、2016 年 10 月 27 日及び 28 日にミャンマータイムズ紙に公表された記事を受けて、ゾー・テイ(Zaw Htay)大統領府報道官は 10 月 28 日に、自身のフェイスブックページ上でこれに対する批判を投稿した。同氏の解雇が発生したのはその後であった。ゾー・テイは、マクレガーは誤った情報筋を引合いに出し、主張を否定する機会を与えるように政府に連絡しなかったと主張した。しかし、マクレガーはその報道の中で、ラカイン州北部で虐待及び強姦が行われたとする告発をゾー・テイが否定したとする他の報道機関の記事を引合いに出した。ミャンマータイムズ紙の上層部は、職員は、「同紙に対する名誉棄損」を解雇理由として解雇される可能性があるとする従業員手引きの規則に言及したが、解雇についての公の発言は避けた。

ラジオとテレビは、マスコミの主要な媒体である。これまでの年と比較して、独立系ニュース定期刊行物の流通は都市部以外に拡大している。インターネットへアクセスすることができる人々の間で人気があるオンライン・ニュースウェブサイトを運営している印刷出版物がいくつかあった。政府及び政府関連の実業家は、民間及び半国営の FM ラジオ放送局 8 局の報道内容支配している。

政府は依然として、全ての国内テレビ放送を独占的に所有し、統制している。6 つの公共チャンネルを提供しているが、このうち 5 チャンネルは情報省(Ministry of Information)が統制し、1 チャンネルは軍が統制している。一般公衆は料金を支払えば衛星テレビ受信機を登録

することを政府から認められているが、その費用は都市部以外の人々にとって法外に高い。同省は 2016 年 8 月に、報道機関 5 社に民間放送局としてテレビチャンネルライセンスの申請を許可すると発表した。しかし、多数の報道機関の報告によれば、申請料及びテレビチャンネル維持金は法外であった。

暴力と嫌がらせ：2016 年 3 月の新政府への移行後、ジャーナリストに対する暴力及び嫌がらせは急激に減少した。しかし、国粋主義者集団は、コミュニティ間の問題及びラカイン州の問題について報道したジャーナリストを相次いで標的にした。当局は、引き続き、国内各地でジャーナリストを監視した。

検閲又は内容の制限：一般には執行されないものの、法律は国家に関する情報を国外に所在するメディアに電子的に伝えることを禁じており、これによって、国際メディアのために報道している又は国際メディアに協力しているジャーナリストは、嫌がらせ、脅迫及び逮捕がいつ発生するかわからない状況に晒されている。印刷出版物が発行される前にあからさまな検閲を受けたという報告は一切なされておらず、政府はデリケートな政治的及び経済的テーマが公然と議論されるのを許容したが、出版物に対する訴訟の事案が依然として国内ジャーナリストの間に懸念をもたらしており、一部の自己検閲を招いている。

2016 年 6 月 14 日に、ヤンゴン管区(Yangon Region)のパズンダウン郡区(Pazundaung)裁判所は、公衆に恐怖又は警戒心を引き起こし得る情報を公表したとして、4 人に禁固 1 年を言い渡した。「ロヒンギャ」は、ミャンマーの少数民族であると記載されたカレンダーを印刷した後でなされたものであった。この事案で告発された 5 人目の男性は、依然として逃亡中であった。警察は、国家の安全保障及び法と秩序を損なう可能性がある印刷物を個人が発行するのを禁じる 2014 年の印刷・出版法に違反したとして、この 5 人にそれぞれおよそ 110 万チャット(830 ドル)の罰金を科し上で、2015 年 11 月に逮捕した。裁判所は印刷所の所有者に対する告発を取り下げた。

2015 年 5 月、情報省は、疑われるほど高い金額を印刷機に支払ったとして同省を批判した 2014 年 6 月の記事において同省の名誉を毀損した嫌疑で、デイリー・イレブン紙(Daily Eleven)の編集スタッフ 5 人を相手取って訴訟を提起した。デイリー・イレブン紙の編集者たちはこの訴えに反論し、訴訟は政府に対する批判を抑圧するために提起されたと示唆した。同年 6 月、情報省は同紙の出版社と編集スタッフ 16 名に対して法廷侮辱罪を申し立て、名誉棄損の訴訟事案において情報省官僚が行った法廷証言に関する同紙の取り上げ方が偏向していると主張した。両事案は 12 月現在で係属中であり、政府は、年末まで、訴訟を継続した。

政府は 2016 年 4 月 17 日に、1923 年の国家機密法(State Secret Act)違反の罪で政府が 2014 年に有罪判決を宣告していたユニティー・ジャーナル紙(Unity Journal)の記者 5 人を釈放し、大統領恩赦を与えた。

名誉毀損法：軍部は、それが名誉棄損又は不正確な報道とみなすものについて、何度もジャーナリストを告訴した。政府は通常、長期にわたる法廷措置の末に事案を取り下げた。例えば、軍は 2016 年 6 月に、セブンデイ・デイリー紙(7Day Daily)を相手取って訴訟を起こし、元議会委員長で元大将のトゥラ・シュエ・マン(Thura Shwe Mann)が軍の同僚に新政府との協力を促したとする記事で、同紙は軍の権威を貶める意図で活動したと非難した。MPC による仲裁及びセブンデイ・デイリー紙による謝罪の公表の末、軍は漸く提訴を取り下げた。

電気通信法を利用して報道記者を名誉棄損で訴える個人もいた。例えば、2016 年 11 月に、ピョー・ミン・テインヤンゴン管区首相(Mr. Phyo Min Thein)は、イレブン・メディア・グループ(Eleven Media Group)のタン・トゥット・アウンとワイ・フィオ編集長を名誉棄損で告訴した。同管区首相は、高価な腕時計を理由に汚職をほのめかした記事は名誉棄損に値すると主張した。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限又は阻止せず、オンラインの内容を検閲もしなかった。しかしながら、政府は疑いの余地がある法的権限に基づきインターネット通信を監視するとともに、ソーシャル・メディアを使って軍を批判している複数の個人を威嚇し、拘禁するために名誉毀損罪を利用したと伝えられている。また、当局がオンライン上のメディア支局とインターネット利用者を脅した事例も複数あった。ソーシャル・メディアは、政府の検閲を直接受けることなく着想や意見を交換する場として人気があるメディアとなっている。独立した調査によれば、固定回線又は携帯電話を介したインターネット普及率は 22 パーセントと推定されており、インターネット利用者の数は 2015 年 3 月から 8 月の間に 3.5 倍増大した。国際 NGO のフリーダム・ハウス(Freedom House)が公表した最新の報告書、インターネット自由度では、ミャンマーにおけるインターネットの自由度は、ここ数年より若干向上した格付けとなった。

政府は 2016 年 2 月 10 日に、テイン・セイン大統領及びミン・アウン・フライン(Min Aung Hlaing)最高司令官の画像を不正に改ざんしたとして、(「Kyat Pha Kyi」というフェイスブックページの運営で告訴された)Hla Hpone を電気通信法の下に告発した。

フェイスブックの個人アカウントに当局が軍に対する名誉棄損とみなした写真を投稿したとして有罪判決を受けたチャウ・サンディ・トゥン及びパトリック・クン・ジャー・リーはいずれも、禁固 6 ヶ月の服役後釈放された。

学問の自由と文化的行事

学問の自由及び文化行事に対する政府の制限は以前より少なくなった。新政府は就任 1 ヶ月目に、2014 年の国家教育法に記載された学問の自由及び結社に対する制限に反対する抗議運動を受けて、1 年を超えて勾留されていた教育活動家 80 人以上を解放した。教育省 (Ministry of Education) と大学は、国際機関と連携した教育及び文化行事の開催及び、学部学生向けの教育機会の拡大に対する意欲の強化を実証した。例えば、ヤンゴン大学は国際社会と連携して、教育問題に関する映画上映や討論会を行った一方、他大学も、国際機関と協力して、外国人英語教員が常勤で担当する学生を教えられるようにした。

政府は、大学構内での政治活動及び学生組合を正式に禁止しすることで、大学構内における政治活動及び結社の自由を制限した。これまでの年と同じように、全ミャンマー学生連盟 (All Burma Student's Union) は登録ができなかったが、非公式なネットワークを経由して一部の活動に参加した。

政府が文化行事を制限した事件が 1 件報告された。動画仕分け委員会 (Motion Picture Classification Board) は 2016 年 6 月に、ヤンゴンの国際人権フェスティバルで公開予定であったビルマの黄昏 (Twilight Over Burma) と題する映画の上映を禁止した。同委員会は、この映画はシャン州の王子と結婚し、その後 1962 年のクーデターで逮捕されたあるオーストラリア人女性の物語で、民族武装集団と進んでいる和平交渉を脅かした可能性があるとする懸念を示した。国内外の人権擁護団体は、言論の自由の侵害として検閲を批判した。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法は、集会の自由に対する権利を規定しており、政府はこの権利に対する制限を緩和する措置を講じた。政府は 2016 年 10 月 4 日に、平和的集会及び平和的示威行進法 (Peaceful Assembly and Peaceful Procession Act) の改正案を可決した。改正法は、平和的集会又は示威行進について、現地警察への 48 時間前の通知を義務付け、許可の義務化を撤廃している。改正法は、通知のない平和的集会又は示威行進の実施に対する最高刑を、禁固 6 ヶ月から 3 ヶ月に減刑している。2 度目の法律違反の場合は、最高刑は禁固 1 年まで重くなる。これま

での法律では、行進が通過したどの郡区にも禁固 6 ヶ月が累積的に科刑される可能性があり、たいていはそうになっており、結果的に複数年の刑期になることがあったが、改正法では、集会が開始される郡区にのみ刑罰を課すことを認めている。

国民も国際市民社会団体も依然として、改正された平和的集会・示威行進法の条項を批判している。この規定は、「偽情報を含む」演説を行うこと、国家に損害を与える可能性のある事柄を発言すること又は、「恐怖や騒乱を引き起こすあるいは道路、車両若しくは公衆を妨害するような事柄をすること」を犯罪としている。

政府は、2016 年 4 月 8 日の恩赦の一環として、2015 年 3 月にレバダンで発生した抗議運動に参加した収監者を全員釈放した。政府は、2015 年 10 月及び 11 月に逮捕された学生自治会幹部の Kyaw Ko 及び Lin Htet Naing も釈放した。

農民と社会活動家は土地の権利及び全土に亘って行われたこれまでの土地没収事案に関して相次いで抗議活動を行い、人権擁護団体は、政府が農民集団及びそれを支持する人々が没収された土地の返還を要求したことを理油に逮捕した事案があったことを引き続き報告した。報告された事案の多くは、旧軍事政権の下で軍に収用され、軍と関係のある民間企業又は個人に譲渡された土地に関連するものであった。平和的な抗議者を有罪にするために利用された一般的な犯罪としては、不法侵入、平和的集会・示威行進法の違反及び、「国家又は公衆の平穏に対する犯罪」をもたらす可能性が高い行為を犯罪とする刑法第 505 条 (b)項違反があった。ミャンマー政治囚支援協会(Assistance Association for Political Prisoners (Burma))の報告によると、2016 年を通じて行われた逮捕及び起訴は 100 件を超え、農民及び労働者を含むおよそ 116 人が裁判にかけられていることが知られている。

結社の自由

憲法と法律は、市民が結社及び組織を結成することを認めているが、政府はこの権利を制限することがあった。伝えられるところによれば、旧政権は民族の言語及び文学の結社が会合を開き、教授する取組みを阻止し、また、イスラム教徒とキリスト教徒の結社及びその他の組織が集会を開き、説教する取組みを妨害したということである。2016 年 11 月時点で、この制限に対する新政府の取組みは見られなかった。

2014 年 7 月、政府は「組織の登録に関する法律(Law Relating to Registration of Organizations)」を採択した。同法は「国家の法と秩序回復法 6/1988(State Law and Order Restoration Council Law 6/1988)」を事実上無効にするものである。この 2014 年登録法は、国内 NGO の任意登録を規定するとともに、国内及び国際 NGO の両方を対象として同法違反に対する

刑罰を解除している。

活動家の報告によれば、市民社会団体、コミュニティベースの組織及び非公式のネットワークは堂々と活動しており、また、人権及びその他の政治的問題を公然と議論し続けているということである。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は、国内移動、海外渡航、出国及び帰還の自由を明確な形で、また、包括的な形で保護しているわけではない。法律は、市民が「法に従い」、全国のどこにでも定住及び居住する権利を規定している。外国籍者に関係する法律は、外国人の移動について登録を義務付ける目的で規則を制定する権限を大統領に与えるとともに、24 時間を超える一時的な住所変更については全て登録を義務付ける権限を政府職員に与えている。

国内移動：移動の自由は、管区及び地方自治体の命令、指令及び指示を通じて制限された。政府は 2016 年 9 月に、2012 年の小区・村行政法を改正し、登録された居所以外の場所で一夜を過ごそうとする個人に対する地元小区又は村落当局への事前通知の義務化を撤廃した。改正法では、登録された居所以外に 1 ヶ月より長く滞在する場合に限定して、来客に地元当局への通知を義務付けている。

政府は、IDP と無国籍者の移動の自由を制限した。移動の自由は主に、個人の身分証明文書の所有に関係していたが、当局はこの規則を執行するに当たって、人種、民族、宗教及び出生地も重要な要素として考えていた。少数民族州の居住者の報告によると、政府は、不本意に閉じ込められ、強制的に移転させられた IDP や無国籍者の移動を制限した。

ラカイン州に居住するイスラム教徒の国内移動に関する制限は広範囲に亘って行われていた。当局は国籍を持たない人々であるロヒンギャに対し、ラカイン州の 5 地域、すなわち、ロヒンギャが主に居住する、ブティダウン郡区(Buthidaung)、マウンドー軍区(Maungdaw)、ラテーダウン郡区(Rathedaung)、チャウトー郡区(Kyauktaw)及びシットウェ郡区(Sittwe)で国内移動をする際は特別文書と旅行許可証を携行することを義務付けた(無国籍者の項を参

照)。ブティダウン郡区及びマウンドー郡区職員は、依然としてロヒンギャに対し、他の村落に一泊するための許可を求めるために「常居所を留守にする旨を通知する書式」を提出し、宿泊先の村落行政官の招待客名簿に登録することを義務付けている。これらの書式と許可証を取得するに当たっては、強要と賄賂が関係することが多かった。

外国人、ロヒンギャ及びその他の個人による北部ラカイン州の郡区間の移動に適用される制限の度合いは郡区によってばらつきがあり、また、移動するに当たっては通常、「書式 4」として知られる文書の提出を義務付けられている。移動者がこの書式を取得できるのは、郡区の移住・国籍登録部(Immigration and National Registration Department)(INRD)だけで、しかも、移動者は家族リストの原本の写し、仮登録カード及び2人の身元保証人の名を提供した場合に限られた。書式4に基づき承認された旅行は14日間有効である。この書式を入手するための費用は郡区によって異なり、村落行政官又は郡区のINRD事務所に支払わなければならない金額は5万チャット(38ドル)から10万チャット(76ドル)まで幅があった。北部ラカイン州のある村落又は郡区から別の村落又は郡区までの居所の変更はINRD又は郡区、県及び州の職員からの許可を必要とした。ロヒンギャは居所を変更できるものの、新たな居所の新たな世帯登録リスト上には登録することができなかった。この慣行によって、人々は居所を変更することが事実上禁止されていた。

大統領府は2016年3月28日に、2012年以降実施されていたラカイン州の非常事態宣言を撤回した。この行為によって、IDP及び無国籍者に対する移動の自由が改善することはなかった。移動の自由を制限する地方自治体の行政命令は非常事態以外の法令から生じたものだったからである。ラカイン州北部のマウンドー郡区及びブティダウン郡区の郡行政官は、2016年4月に、外出禁止令を次の通告まで引き続き実施する意向を公表する方法でこの状況を強化した。

移動制限によって、北部ラカイン州のイスラム教徒がラカイン州以外の地を移動することは事実上禁止されていた。ラカイン州以外に住んでいるロヒンギャが北部ラカイン州内に入ることを禁止されているという報告がなされている。

北部ラカイン州その他の地域で事前予告なしの夜間検査が行われていると報告がなされている。

海外渡航：政府は、政治的活動家、元政治犯及び外国大使館の現地職員の海外渡航を制限した。一部の行政上の制限は残ったが、国内組織の報告によれば、遅延及び制限に遭遇する機会は格段に減少したということである。無国籍者、特に、ロヒンギャは海外渡航に必要な書類を取得できなかった。

亡命：相当な規模のディアスポラ(海外離散)状態にあり、多くの市民が自ら選択した亡命生活を送っている。2016 年を通じて、政府は亡命者に母国の再建を支援するよう促し、一部の亡命者が帰還した。

移住及び帰還：国連難民高等弁務官事務所(Office of UN High Commissioner for Refugees)(UNHCR)によると、2016 年 9 月末現在で、UNHCR 及びタイ内務省が確認した憂慮される人々は、未登録者を含めおよそ 103,366 人であった。政府は、難民及び IDP が最終的に自主帰還するための条件を評価するため、UNHCR 及びその他の機関が帰還候補地を監視する目的で限定的な立ち入りをすることを認めた。

UNHCR の報告によると、およそ 33,000 人の登録ロヒンギャ難民がバングラデシュ南東部のコックスバザール(Cox's Bazar)県にある 2 ヶ所の公式難民キャンプ Kutapalong 及び Nayapara に住んでいる他、およそ 35,000 人の未登録ロヒンギャがこの 2 つに隣接して急場しのぎで設営された居住地で生活している。これに加えて、200,000 人から 500,000 人の未登録ロヒンギャが難民キャンプの周辺にある市町村でロヒンギャを受入れている地元の住民とともに生活している。バングラデシュもミャンマーも、国籍を持たないロヒンギャが市民だと主張していない。一方、UNHCR はマレーシアに住むおよそ 54,400 人のロヒンギャを援助対象者として登録した。このうち、およそ 13,300 人は庇護希望者であり、41,000 人は難民であった。複数の NGO によれば、マレーシアには登録されていないロヒンギャ移民がもっと多く存在していると考えられている。2016 年 9 月現在、マレーシアで登録されているミャンマー出身の庇護希望者及び難民の総数は、41,000 人を超えるチン(Chin)族と及び 39,000 人を超える非ロヒンギャ族ミャンマー人イスラム教徒を含め、150,226 人であった。

国連によると、2016 年上半期における、東南アジアを経由した難民及び移住者合せた海路での移動者は、マレーシア及びオーストラリアへの上陸を目指した数百人による個別の移動計画だけであった。これは、2011 年以降のどの年の上半期よりも少なかった。

国内避難民

ラカイン州の他、カチン州及びシャン州北部での武力紛争により、およそ 220,000 人が国内避難民になっている。この数字には、南東部は含まれない。当該地域では武力紛争が長期にわたって発生しているため、100,000 人から 400,000 人が強制避難状態であると推定される。紛争地域への道路交通が整備されていないため、正確な数字を測定するのは困難であった。

国連人道問題調整事務所(UN Office of Coordination for Humanitarian Affairs)の 2016 年 9 月の推計によれば、カチン州及びシャン州で引き続き武力紛争により、100,000 人を超える人々が依然として強制避難状態にあるということである。IDP の半数以上は政府の支配が及ばない地域にある難民キャンプに住んでいるが、政府部隊はこのキャンプへ人道団体が立ち入るのを制限している。IDP を受入れている地域はおよそ 172 箇所となっている。IDP の中には受入れ家族とともに難民生活を送っている人々もいれば、中国国境を跨いだ森林地域に身を潜めている人々もいる。

政府部隊と民族武装集団との間の戦闘がカチン州、シャン州、カレン州及びラカイン州で続いている。シャン州北部では、民族武装集団同士の衝突も発生した。強制避難者に対する接触は依然として困難であり、政府は、被害を受けたコミュニティへの支援提供に向けた人道主体による立入りを制限した。国内外の支援機関の報告によれば、シャン州では、紛争以前に強制避難した 80,000 人のうち 42,000 人が自宅に戻ったということである。2016 年 11 月にシャン州で発生した民族武装集団による治安部隊の攻撃以降、多数の強制避難者が中国に逃れた。国連人道問題調整事務所の推計によれば、その時点で 15,000 人であった。2016 年 4 月半ばに発生した、政府軍とアラカン軍間の境界線越しの戦闘によって、ラカイン州のブティダウン郡区、チャウトー郡区(Kyawktaw)、ポナジュン郡区(Ponnagyun)及びラテーダウン郡区でおよそ 1,500 人が強制避難した。政府は当初学校に滞在した避難民を、避難先コミュニティの仮設避難所を建設できそうな地域に移動した。

2016 年 9 月に発生した民主カレン仏教徒軍(Democratic Karen Buddhist Army)と国境警備隊警察間の武力衝突によって、州内 22 箇所の村から 5,600 人を超える IDP が(カレン州の州都ハパン(Hpa An)から北へ 2 時間の)Myaing Gyi Ngu 郡区に避難した。これ以外にも最大でおよそ 2,000 人が国境地域に避難し、受入れコミュニティと暮らしている。青年団、宗教系の社会奉仕団体及び民間ドナー等の、地方自治体及びコミュニティを拠点とする関係者多数が、支援及び援助を提供した。国際主体は自国政府の関連組織と連携して支援を提供した。

2012 年の武力抗争以降、ロヒンギャ及びカマン族(Kaman)のイスラム教徒及びラカイン族を含むおよそ 120,000 人がラカイン州内で避難生活を送っており、複数の報告によれば、ラカイン州北部の治安部隊の活動による強制避難者は 30,000 人にも上った。シットウェ(Sittwe)では、およそ 90,000 人のロヒンギャ IDP が農村キャンプで支援機関からの援助に依存しながら生活している。人道機関は大半の IDP キャンプで清浄水、食糧、避難所、衛生を提供した。政府は保健・教育サービスを制限した。また、多くの IDP は政府による移動の制限と治安上の懸念を理由として生活の糧を求めることができなかった。ラカイン州当局と治安職員は、ロヒンギャ IDP の移動に関して厳しい且つ不釣り合いな制限を課した。シットウェで唯一残っているイスラム教徒居住区であるアウン・ミンガラー(Aung Mingalar)は依然

として劣悪な状況にあり、ロヒンギャは治安機関に謝礼を支払えば、柵で囲われ、警備された敷地を出て、近くの市場で生活必需品を買い求めるあるいは外部の診療所を訪問することが許された。一部のロヒンギャはアウン・ミンガラー外の地域で限定的な商業活動に従事することができたという報告がなされている。移動に関する制限は依然として有効である一方、地元住民は移動の制限が幾分緩和されたと報告している。

2016 年を通じて、人道機関は日常的に支援を提供するための移動許可をこれまでより頻繁に受けているが、人道機関がラカイン州へ立ち入りできるのは不規則であり、しばしば制限されたと伝えられている。人道的ニーズを満たすだけの十分な立入り機会は限られていたにもかかわらず、人道ワーカーは依然として地元コミュニティからイスラム教徒 IDP にも村にも支援を減らすよう圧力をかけられていた。

UNHCR によると、全般的な状況が安定してきたため、少数レベルで自然発生的ではあるが、一部の IDP が国内南東部に戻っている。

難民の保護

庇護へのアクセス：ミャンマーの法律は、庇護又は難民の地位を認める規定を設けておらず、政府は難民へ保護を提供するための体制を確立していない。

UNHCR は 2016 年を通じて庇護希望者を登録していない。

無国籍者

ミャンマー人口世帯調査の報告によれば、1982 年の市民権法の差別的規定により無国籍になった、ラカイン州に居住するイスラム教徒はおよそ 109 万人であった。この調査は、特に無国籍であることを理由に、ロヒンギャの人口を数字で示さなかったが、UNHCR によれば、この調査の数字は、ラカイン州のロヒンギャイスラム教徒無国籍者の正確な推定値と一致した。予備分析を踏まえると、無国籍者及び、中国人、インド人及びネパール人子孫の等の国内全域の国籍不定者は相当数に及ぶ可能性が高い。

市民権法の市民権取得に関する条項は、人種又は民族性を根拠に差別しており、無国籍状態を生む原因となっている。1982 年の法律及び諸手続きの発効に続いて、政府は公認された 135 の「ミャンマーの民族集団」のリストを公表した。これらの民族集団の構成員は法律に基づき自動的に「市民」である。135 の「公式民族」を掲載した政府リストには、ロヒンギャが含まれておらず、その後に政府が講じた措置により、少数民族ロヒンギャの人々

は無国籍者となった。法律は「ミャンマーの民族集団」を、英国の植民地化の前年となる1823年に遡ってミャンマーにおける出自を証明できる人種及び民族集団としか定義していない。チン族及びカチン族を含む複数の少数民族集団は、この分類制度を不正確であるとして批判した。この法律条項に基づき、国内居住者の大半が自動的に市民権を取得したのに対し、ロヒンギャ、インド系・中国系・ネパール系住民、及び「パシュ(Pashu)」(海峡華人)(これらの人々の一部は以前国内で市民権を得ていた)を含む複数の民族集団は、政府リストに含まれていない。法律は、国内で出生したが他の地位に「関連する繋がり」を持っていない子どもにも保護を提供していない。この結果、無国籍者は、無国籍の両親の子どもが市民権を取得できないことから増加の一途を辿った。UNHCR と複数の人権及び人道機関は、ミャンマーが負っている国際人権上の義務とコミットメントに沿うような形で市民権法を改正するよう主張し続けている(第6節、児童を参照)。

ロヒンギャという名称は、宗教的、言語的及びその他の民族的特徴によって定義される民族集団に属していると自己認識している集団について使用されている。ロヒンギャは、現在のバングラデシュに民族地理的起源を持つという見方に異議を唱えないが、数世紀とは言わないまでも数十年に亘って現在のラカイン州に居住してきたと考えている。当局は、以前は通常、ロヒンギャを「ベンガル人」と呼び、北部ラカイン州のイスラム教徒住民はバングラデシュからの不法移民である又は植民地支配されている間に英国人により移植された移民の子孫であると主張している。政府は2016年5月の政策を通じて、ロヒンギャを指すのに「ラカイン州のイスラム教徒」を用いるようになった。政府は2016年5月に、ラカイン州の国籍認定身分証明書(Identity Cards for Nationality Verification)(ICNV)を交付し続けることで、ラカイン州の市民権検証プロセスを継続する計画を発表した。政府は2016年12月時点で、政府の要請に応じて以前の国籍証明書--仮身分証明書--を返却したカマン族イスラム教徒及びロヒンギャ390,000人のうち3,162人に、ICNVを発行した。政府は、このプロセスに参加する条件として、全ての参加者に対し、自らを「ベンガル人」と名乗る義務を排除した。参加者は、申請者にプロセスの最も早い段階で、その人種又は宗教を用紙に記載する義務も除外された。2016年12月現在で、新政府の市民権検証プロセスに参加し、第一段階としてICNVを申請したロヒンギャはおおよそ2,000人であった。2016年12月現在、政府からの結果の公表はなく、プロセスの対象者は、参加を認定されたことによる付加的便益を与えられなかった。政府は引き続き、ロヒンギャに参加を要求したが、多くはプロセスの結果に関する保証を強化する必要性を表明した。ロヒンギャ住民の多くによれば、政府は、一度はロヒンギャをミャンマー人と認めたが、政府が市民権を与えない又は範囲を削減した市民権しか与えず、その権利を縮小するのではないかという不安を抱えているということである。

市民権法によると、劣位形態の市民権、すなわち、準市民権と帰化国民が存在する。その

他の制定法によれば、これらの市民は官職に立候補することができず、国軍、法執行又は行政に務めることもできず、土地又は金銭を相続することができず、医学や法律等の特定の専門学位を求めることもできない。市民権法によると、準市民又は帰化市民第 3 世代のみが完全な市民権を得ることができる。

ロヒンギャは厳しい法的、経済的及び社会的差別に遭遇した。政府はロヒンギャに対し、居住している村落を出て移動する場合に事前の許可を得ることを義務付け、高等教育、保健医療及びその他の基本的サービスを受ける機会を限定し、医師、看護師及び教師等の公務員として働くことを禁止した。当局は、強制労働を行わせる者として北部ラカイン州のロヒンギャを選び出し、恣意的に逮捕した。当局はロヒンギャに対し、婚姻のために公的承認を得ることを義務付け、1 家族当たり登録できる子どもの数を 2 人までに制限したが、2 児政策に関する地元当局の執行状況にはばらつきが見られた。大半の場合、当局はロヒンギャ家族に対して 2 児制限を超えた 3 人目以降の子どもを登録したが、当局がそのような登録をしない事例もあった。

制限が課されたため、ロヒンギャは家屋又は宗教的建物を建設することができなかった。

複数の報告によれば、ラカイン州の現地治安職員は、暴力的な罪を犯し、数知れないほどのロヒンギャを恣意的に逮捕した。上記の報告の多くは、地元集団による警察及び国境警備当局への攻撃及びその後の治安浄化作戦に続いて、2016 年 10 月から 12 月にかけて発生した。加害者及び報告された人権侵害は 2016 年末時点で、依然として未確認であった。

ラカイン州から脱出した自主的移住者の数は、2011 年以来最低の数字まで減少し、2016 年上半期に報告された州外への避難者はわずか数百人であった。これによって、人身売買、移民の密売及び乗船直後及び移動期間に発生するその他の人権侵害に遭遇し易かったロヒンギャ難民に対する危険は著しく低減した。しかし、国連及び NGO の複数の報告では、2016 年 10 月 9 日に国境警備隊警察派出所を狙った武力攻撃が発生して以来、この地域で進行中の治安活動から逃れるために、20,000 人を超える住民がラカイン州北部を離れてバングラデシュ国境を越えるようになったと推測されている。

ラカイン州では、超法規的処刑、強姦、性的暴力、恣意的な拘禁、強制労働、売春目的の人身売買、拷問、拘禁中の虐待、勾留中の死亡及び、適正手続き及び公正な裁判の権利の組織的な拒絶が複数報告された。

複数の報道及び国内 NGO によれば、2016 年 1 月 11 日に、マウンドー郡区の Shwe Zar Kat Pa Kaung 村で、複数の村民が漁に出た翌日に漁船内で 2 人の若者の死体を発見した。伝えられ

るところによれば、うち 1 人は未成年者であったということである。村民の話によれば、2 人の姿を最後に見たのは国境警備隊警察署付近であったが、警察署は捜査を行わず、加害者は 2016 年末時点で不明であった。

地元組織の報告によれば、ラカイン州、主にブティダウン郡区では、恣意的な逮捕及び拘禁事案が 24 件発生した。政府が拘禁した個人の多くは、最高 950,000 チャット(715 ドル)を支払う方法で釈放を確保した。逮捕者の多くは、収監中に当局から殴打されたと報告した。2016 年 4 月 5 日にブティダウン郡区で逮捕されたある男性の報告によれば、警察官に手錠をはめられ、刑務所の屋上に縛り付けられた上、平手及び拳で殴られ、さらに何度も殴打され、胸に火を押し付けられたということである。警察官は 1,000 万チャット(7,500 ドル)と引き換えに男性を釈放した。複数の国内 NGO の報告によれば、確固たる強制労働事件が広い範囲で発生した。伝えられるところによれば、ミャンマー軍及び国境警備隊警察が実行犯だということである。伝えられるところによれば、政府関係者は、村民を使って保全工事を行い、報酬を与えられない或いは、市場価格を優に下回る報酬しか与えられなかった。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民が秘密投票によって行われる選挙を通じてその政府を選択できると定めているが、憲法は特定の規定により、この能力が完全な代表システムになり、国民の意志の自由な表明を保障することを禁じている。憲法の条項に基づき、連邦議会の全議席数の 4 分の 1 及び州議会の全議席数の 3 分の 1 が現役軍人の被指名人に割当てられ、また、軍当局は国防、内政、国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有するとともに、大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。また、これとは異なる憲法条項は、近親者が外国人の市民権を持っている者が大統領になることを禁じている。憲法を改正するためには議会議員の 75 パーセントの承認が必要であるとともに、軍は憲法改正プロセスに対して拒否権を発動する権利を有している。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：国際監視団の最終報告書によれば、2015 年 11 月の総選挙では、90 パーセントを超える投票所で不正が認められなかったということである。監視団体は、この選挙は、構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国民の意思を概ね反映していたとみなした。監視団体は、多数の非民選枠議席が軍将校向けに留保されていること、一部の候補者は差別的根拠により立候補資格を喪失したこと、多くがこれまでの選挙で投票してきたロヒンギャの人々の大多数が選挙資格を剥奪されたことを挙げて懸念を提起した。アウン・サン・

スー・チーが党首を務める NLD は、州、管区及び連邦レベルの民選 1,150 議席の 77.1 パーセントを獲得し、2016 年 1 月に正式に議会を開会した。NLD 主導の議会は、ティン・チョーを大統領に選任した。

政党及び政治的な参加：野党と市民社会団体は引き続き集会を開き、抗議を行う権利を行使し、拡大している。

女性及びマイノリティーの参加：女性及び少数派構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、女性も少数派も参加した。しかし、女性及び少数派は依然として、政府内で過少代表されている。アウン・サン・スー・チーは、国家閣僚 22 人で構成される内閣で唯一の女性である。女性は、連邦議会下院 440 議席のうち 43 議席、同上院 224 議席のうち 23 議席、7 州議会および 7 管区議会合計 882 議席のうち 79 議席をそれぞれ占めている。連邦、州及び地方レベルにおいて女性の代表が占める比率は 10 パーセントを超えたレベルでしかなかった。カレン州及びタニンダーリ管区の首相等の、2 つの地方閣僚は女性である。

2016 年 12 月現在、少数民族の 7 州のうち 5 州の大臣は、その州の民族集団の出身である。民族政党の代表は、連邦議会下院に 37 人、同上院に 18 人おり、また、州及び管区議会 882 人のうち 77 人を占めている。連邦、州及び管区レベルにおいて少数民族政党の代表が占める比率はおおよそ 11 パーセントである。全レベルから引き出されたこの数字は、国民民主連盟又は連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)に占める少数民族の構成員の割合ではなかった。前者には多数の民族集団構成員が含まれたが、明確な統計データはなかった。

ロヒンギャは依然として、(投票か出馬かを問わず)政治のプロセスから排除された。これは政治的権利が厳しく抑制されたためである。ロヒンギャはラカイン州人口のおおよそ 3 分の 1 を占めるが、州議会のロヒンギャの代表はいなかった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、政府職員の腐敗に対して刑罰を規定しており、政府は引き続き蔓延する腐敗を阻止しようと努めている。政府は任期の開始に当たって、公務員が受領を許される贈答品に関する新たな制限を制定する等の方法で汚職に反対する明確な立場を公言した。しかし、総務局(General Administration Department)に対するもの等の、政府の直接支配が及ばない政府機関があったために、政府の汚職撤廃活動は制限された。

汚職：汚職は、特に司法部門において依然として問題となっている。警察はしばしば被害

者に犯罪捜査の見返りとして相当な金額の賄賂を支払うよう要求し、日常的に市民に金銭を強要していたと伝えられている。これに対し、政府は、政府関係者の汚職の調査及び対応に向けて複数の措置を講じた。

資産公開：公務員は、資産開示法の対象にはならなかった。法律は大統領及び副大統領に対し、家族の資産リストを議会両院の合同議長に提出することを義務付けており、また、大統領が任命した者に対し、その個人資産のリストを大統領に提出することを義務付けている。政府は、報告書を公表しなかった。

大統領府は 2016 年 4 月に、容認可能な贈答の種類及び金額に関する新しい公務員規則を明記するガイドラインを公表した。新しいガイドラインでは、公務員は 25,000 チャット(18 ドル)を超える価値の贈答品を受領してはならない。この金額は旧政権での 300,000 チャット(225 ドル)の下限値を大きく下回るものであった。この規則は、公務員に対し、受領するかどうかを問わず、贈答品の申し出を全て、その上司に報告することも義務付けている。政府は別段に、2016 年 4 月に行われた公開フェスティバルである政府高官の補佐官にある報道局が賄賂を渡そうとしたことを広い範囲に公表した。

情報の一般公開：法律は、情報に対するパブリック・アクセスを規定していないものの、政府は財政の透明性を高めるために複数のプログラム又はイニシアティブを実施した。連邦政府の制定した予算は公表されたが、国民が目にしたのは、各省の大まかな情報だけで、政府はこれまでより各省の詳細に通じるようになった。政府は、ソーシャル・メディア上での存在感を強化しており、ほぼ全ての省庁及び両院は、主要情報チャンネルとして用いる有効なフェイスブックページを複数掲載した。

専用チャンネルでは議会の活動を放送している。議会での議論は専門チャンネルで放送されている。過年度と異なり、議員の投票記録の一部は公衆が閲覧できるようになっている。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は、国内の人権団体が独立して役割を果たすのを完全に認めたわけではなかった。2016 年末現在、政府は国連人権高等弁務官(OHCHR)事務所を開設するという旧政権の 2012 年の誓約を実現していない。政府は、OHCHR が国内に名目的な存在を維持することを認める一方、OHCHR の一部の職員に対するビザの発行を遅延させ、ラカイン州への移動に当たっては引き続き移動許可を得ることを義務付けている。人権 NGO は、過年度ほど当局による嫌がらせや監視を受けることなく、事務所を開設し、活動することができた。

国際 NGO の代表を含む人権活動家及び擁護者は依然として、更新のため定期的に出国することを義務付けられる短期ビザしか得ることができなかった。政府は引き続き外国人の異動を監視し、外国人と接触状況に関して市民を尋問したが、監視団体は一部の地域においてそのような活動は減少したと報告している。

国連又は他の国際機関：2016 年を通じて、民族武装集団との衝突が複数発生したラカイン州及び反体制派の支配地域では特に、国連及び国際人道組織の立入り機会は著しく低下した。政府軍は 2016 年 4 月初めに、カチン州の政府の支配が及ばない地域への立入りを遮断し、必要な救援物資を回収するために、紛争ラインを超えて、政府の支配地域の指定配給地点まで移動するようこの地域の IDP に指示した。政府は人道支援輸送隊に対する承認を通常与えなかったが、個々の及び地元機関が実施する小規模のミッションであれば、よりうまく許可を得ることができたと伝えられている。国連機関及び他の全ての人道主体は、複数回の攻撃及びその後の治安部隊の対応以後、2016 年 10 月から 12 月にかけて、ラカイン州北部に立ち入ることができなかった。

政府は、ミャンマー人権問題に関する国連特別報告官及び国連事務総長特別顧問の定期訪問を促進したが、国内に現地事務所を設立することについては、OHCHR に同意しなかった。

ICRC が刑務所へ立ち入ることを許可した 2012 年の政府誓約を受けて、ICRC は独立した民間の刑務所及び労働収容所に無制限に立ち入ることができた。政府は、ICRC がシャン州、ラカイン州及びカチン州等の少数民族州で活動することも許可した。

政府の人権団体：ミャンマー国家人権委員会(MNHRC) は深刻な人権侵害事件を調査し、一部の事例では、これらの犯罪に関与した警察部隊又は国軍の構成員に責任を問うよう政府に要求した。信頼できる独立したメカニズムで活動する同委員会の能力は限られていた。同委員会は、人権教育カリキュラムの作成を支援し、人権に関する資料を配布し、人権に関する訓練を実施した。同委員会は国連及び国際パートナーと関係を維持した他、市民社会との関わりもますます強めた。

こうした進展に反して、MNHRC はヤンゴンで発生した人権侵害事案の仲裁に対し、公衆の極めて厳しい目に晒された。報道記者のコー・スウェ・ウィン(Ko Swe Win)は、拷問及び虐待を受けた上、5 年間もヤンゴンの洋服仕立て店で外部との一切の接触から隔離された 10 代の女性 2 人の記事を公表した。警察が措置を講じなかったのを受け、ウィンは 2016 年 7 月に、MNHRC に事案を持ち込んだ。同委員会はこの事案を仲裁によって処理するように進め、被害者におよそ 545 万チャット(4,100 ドル)--一方の家族への 410 万チャット(3,100 ドル)

及びもう一方の家族に対する 135 万チャット(1,000 ドル)を支払うよう、虐待を申し立てられた個人に促した。これに伴って、正式な訴追が行われないこと及び、MNHRC のために被害者の権利擁護が怠られたことに対する国民の怒りが噴出した。人身売買禁止部の主導で、警察はその後、2016 年 9 月 20 及び 21 日に、虐待容疑を受けた 3 人を逮捕し、伝えられるところによれば、人身売買禁止法(Antihuman Trafficking Law)で告発した。この事件の後、議会は MNHRC の審査を要求し、MNHRC の委員 4 人が辞任した。審査は 2016 年末時点で継続中であつた。政府は、2016 年 9 月 23 日にジャーナリストのコー・スウェ・ウィンにその職務に対する補償を付与した。

政府は 2016 年 8 月に、ラカイン州の全住民の福祉向上に向けた具体的な措置の提言を職務とする中立且つ公平な団体として、コフィ・アナンを長とするラカイン州諮問委員会(Advisory Commission on Rakhine State)を設立した。同委員会は 2016 年を通じて、10 月のラカイン州で起こった武力抗争の前後にラカイン州を 2 度訪れた。委員会は 2017 年初めに政府に勧告を行うことになっている。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は違法であるが、依然として重大な問題であり、政府はこの法律を事実上執行していない。配偶者による強姦は、妻が 14 歳未満でなければ犯罪とならない。政府は、強姦の訴追及び有罪判決件数についての統計データを公表しなかった。警察は、報告された強姦事件を概ね捜査したが、警察の捜査は被害者に対して敏感さを欠いていた。ある著名な女性グループの報告によると、特にカレン州及びモン州では、警察は強姦を届け出た女性に暴言を吐くこともあり、また、強姦犯の威厳を傷付けた嫌疑で被害者の女性自身が訴追される恐れもあった。

女性へのドメスティック・バイオレンス(配偶者による虐待を含む)は、依然として深刻な問題であつた。家庭内での虐待は広く行われており、社会的に許容可能とみなされている。政府が統計データを公表しなかったため、配偶者による虐待又はドメスティック・バイオレンスを評価することは困難であつた。メディアの報道によると、強姦事案の届出件数は年間 700 件であつたが、この推計を検証するための統計データは入手できなかった。他者に身体的危害を加えることを禁じる法律はあるものの、配偶者による 13 歳以上の女性の強姦を含め、ドメスティック・バイオレンス又は配偶者による虐待を禁止する特定の法律はない。法律に違反した場合の刑罰は、禁固 1 年から終身刑に及ぶ他、罰金が科されることもある。

カチン州、シャン州及びラカイン州では、軍及び治安当局者による強姦事件が複数報告された。軍は、強姦が軍部内で組織化されて行われているという疑惑を全て否定したが、2011年以降に発生が確認された民間人女性の強姦事件 40 件は、兵士が行ったものであることを 2014 年になって認めた。強姦事件が全国でどのくらい発生しているかについて信頼できる推定値はないものの、市民社会団体は 2016 年を通じて報告された件数が増加していると述べている。

女性器切除／女子割礼(FGM/C)：ミャンマーで FGM/C が実践された報告はなかった。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを禁止しており、言葉によるハラスメントに対しては罰金又は禁固 1 年以下、身体的接触を伴うハラスメントに対しては禁固 2 年以下の刑を科している。市民社会組織の報告によれば、セクシャル・ハラスメントへの取り組みに向けた活動によって、ほぼ全ての男女が、セクシャル・ハラスメントを禁じる法律を認識していない上、この法律が執行された事例も提供できないことが明らかになったということである。この犯罪は概して届け出られないために、この問題が社会にどれだけ広まっているかについての情報も全くなかった。国内の市民団社会組織の報告によると、警察の捜査官は被害者に対して敏感さを欠いており、捜査又は訴追を遂行することは稀であった。

性と生殖に関する権利：夫婦も個人も、子どもの数、出産間隔、出産時期について決定する権利を持つ。2015 年 5 月に、政府は「人口抑制保健法(Population Control and Health Care Law)」を成立させた。同法には、出産間隔に関する要件の実施等の、発効された場合に性と生殖に関する権利及び女性の権利に対する保護を弱めかねない条項が含まれている。同法の下で、大統領又は中央政府は、人口、天然資源、出生率、食糧の入手可能性などの要素を検討した上で、保健医療に対する「特定地域」を指定することができる。特定地域が一旦宣言されると、政府は、家族計画の立案方法に関する規則の制定を含め、様々な職務を遂行するための専用の保健医療機関を設置することができる。政府は、この法律の制定からこれまでに、かかる特定地域を 1 箇所も指定していなかった。2016 年 9 月に、ある下院議員は人口抑制保健法を施行し、ラカイン州北部の 2 つの郡区(マウンドー郡区及びブティダウン郡区)のイスラム教徒コミュニティの出生率を制限するよう政府に要請した。連邦の保健相は、この要請を却下した。

州北部の 2 つの郡区に居住するロヒンギャについて、ラカイン州が公布した「子どもは 2 人までとする」州行政命令は依然として有効であるものの、政府及び複数の NGO によれば、この命令は執行されていないということである(第 1 節 f を参照)。政府は、官民両方の診療

所で入手できる避妊薬の種類を拡大したが、国連人口基金(UN Population Fund)(UNFPA)の最新の推計によると、最新の避妊方法を利用しているのは 15 歳から 49 歳の女性のわずか 50 パーセントで、女性の 16 パーセントは、家族計画のニーズを満たしていなかった。農村地域では家族計画の利用機会は限られており、地方自治体によれば、家族計画の非充足率は特にラカイン州で高くなっていた。紛争被災地域では施設の不足及び治安上の懸念も、家族計画の利用機会に影響を与えている。

国連の推計によると、全国の妊産婦死亡率は生児 100,000 人当たり 178 人であった。2015 年の妊産婦死亡者は 1,700 人で、妊産婦死亡の生涯リスクは 260 人に 1 人であった。2014 年の国勢調査によれば、ラカイン州の妊産婦死亡率は生児出生 100,000 人当たり 314 人であった。これは州／管区の中で 5 番目に高い数字であった。複数の NGO の報告によれば、ロヒンギャ間での人道援助の利用機会及び移動が限られていることで、保健医療サービスの利用機会が制限され、これによってラカイン州の妊産婦死亡率が全国平均を上回る結果になったということである。危険な堕胎に伴う合併症も妊婦死亡の主因の一つであった。女性の生命を救う目的以外での堕胎は法律で禁じられている。妊産婦死亡率に影響を及ぼすその他の主要な要因として、貧困、包括的な性と生殖に関する避妊、母性・新生児への保健サービス等の健康サービスの利用が限定されていること、自宅出産のケースが極めて多いこと、熟練した腕のいい付き添い看護師、助産師、補助的助産師、基本医療スタッフ及びその他の熟練したコミュニティ医療従事者から分娩サービスを受けられないことなどが挙げられた。UNFPA の推計によれば、熟練した医療従事者立ち会ったのは、分娩のわずか 71 パーセントであった。

差別：法律により、財産及び相続に関する権利並びに、宗教及び個人的な地位を含め、女性と男性と同じ法的地位及び権利を享受するが、政府がこの法律を執行しているかどうかは不明である。同一労働同一賃金は、法律の義務付けるところであるが、これが正規部門で尊重されているかどうかは定かでない。従来男性が従事してきた職業(鉱業、林業、大工職、石工職及び漁業)の大半における女性就業者の割合は依然として過小であり、特定の職業では、女性の就業が事実上禁止されている。貧困の影響を受けるのは圧倒的に女性であった。公務員の指名について差別を禁じる憲法規定では、法律は、性別に基づく差別禁止が緩和されており、いかなるものも「男性にのみ適している地位」への男性の指名を妨げてはならないと述べているが、「男性にのみ適している」ものが何であるかについての詳細な定義は述べられていない。軍は、国軍士官学校(Defense Services Academy)への女性の受入れを継続した。

慣習法は婚姻、財産及び相続問題に対応する上で広く用いられており、制定法に基づく規定と異なるものになっている。

子ども

出生登録：1982 年市民権法により、国家が公認する 135 の民族集団の他、旧市民権法に基づく市民権要件を満たす人々に対しては自動的に完全市民権が付与される。また、政府は、少なくともいずれか一方の両親が完全市民権を有している限り、何らかの形態の市民権を有する両親の第二世代の子どもに完全市民権を付与する。準国民又は帰化国民の第三世代の子どもは完全市民権を得ることができる。居住者の市民権は両親に由来して生じるものであって、両親とも市民権法に準じて公認された 135 の「ミャンマー人」でなければならない。同法に基づき、政府は、ロヒンギャを民族集団と正式に認定しておらず、無国籍者とみなしている。市民権検証プロセス(第 2 節 d を参照)に参加したロヒンギャの中には、帰化国民という形を取得できる者もいるが、政府は、ロヒンギャがこのプログラムによってどちらの市民権を取得することになるかを明確にできなかった。このプログラムを通じて何らかの形態の市民権を付与された未公認の民族集団の構成員が、その子どもに何らかの形態の市民権を移行できるのかどうかは依然として不明であった。

著名な国際 NGO は、農村部と都市部で出生登録に大きな格差があると述べている。主要都市(例えば、ヤンゴン及びマンダレー)の場合、出生は直ちに登録される。大都市の場合、基本的な公共サービスを受けるのに必要な資格を得るため及び国民 ID カードを取得するために、親は出生を登録しなければならない。小さな市町村の場合、出生登録は非公式に行われるかあるいは制度そのものが存在していないことが多い。

出生証明書は、特に児童労働、早婚及び武装集団への入隊から子どもを守る重要な手段になった。出生登録がなされていない、あるいはもっと頻繁に発生する問題として出生証明書を入手できない場合、遠隔地の地域社会で公共サービスを利用することが困難になる。ロヒンギャのコミュニティにとって、出生登録は大きな問題であった(第 2 節 d を参照)。2013 年の国境警備隊、NaSaKa(1992 年に設立され、出入国管理職員、警察官及び税関職員およそ 1,200 人で構成される、バングラデシュ国境付近で活動した省庁間部隊)の解散以降、一部のロヒンギャの子どもの「ブラックリスト掲載」は中止されたが、複数の人権擁護団体の報告によれば、2016 年初めの時点で、ラテーダウン(Rathedaung)郡区はブラックリスト入り対象児、つまり、世帯・家族登録リストに掲載されない子どもを 15 人追加した(第 2 節 d を参照)。

教育：法律により、教育は義務であり、無料であり、第 4 学年(10 歳程度)までは国内どこでも共通して行われる。政府は依然として公教育に最小限の資金しか割り当てておらず、学校は非公式の学費を課している。児童の権利擁護を訴えるヤンゴンの活動家の多くは、そ

のような学費の金額は少なくなっている他、それほど強制的なものでない場合が多いと述べている。女兒と男児で就学率にほとんど差がないと報告されている。

国内外の監視団は、2015 年の国家教育法(National Education Law)を、旧法を改善したとみなしたが、国内及び国際市民社会は、同法が学生自治会を合法化しておらず、また、教育部門に対する国の財政支援を義務付けていないと指摘した。

国内避難している児童及び国籍を持たない児童が教育を受ける機会は依然として制限されている。

児童虐待：法律は、児童虐待を禁止しているが、それらは十分でもなければ、執行されてもいない。複数の NGO の報告によれば、規律をさせる手段として、児童に体罰を与える行為が広く行われたということである。違反に対する刑罰は、2 年以下の懲役又は 10,000 チャット(7.50 ドル)以下の罰金である。家庭内、学校内、児童労働及び搾取が行われる状況及び武力紛争で発生する子どもへの暴力の分野から事例証拠が示された。社会福祉省(Ministry of Social Welfare)は、UNICEF 及び国際 NGO の支援を得て、性的及び身体的暴力を受けた児童被害者に対するケースワーカー及び支援サービスの提供を強化するために、ソーシャルワーク・ケースマネジメント児童保護プログラムの範囲を新たに 10 郡区追加した。これで対象範囲は合計 27 郡区になった。この活動を介してからこれまでに社会福祉省が受理した子どもに対する暴力、虐待及び育児放棄の事案は 1,200 件を超えており、同省は事案の対応に社会福祉部門の訪問及びサービスを取り入れた。ラカイン州では、引き続き、暴力によって多数の家族及び子どもが避難を余儀なくされたり、移動を制限されたりしており、これによって暴力及び搾取が横行する環境に晒された。カチン州及びシャン州における武力紛争は、両地域内の児童に同様の影響を及ぼした。

早期結婚及び強制結婚：法律は、結婚の最低年齢要件を 15 歳と定めているが、児童結婚は依然として行われている。2014 年の国勢調査によれば、女性の 13.2 パーセントが 15 歳から 19 歳の間に結婚したと報告した。強制結婚について信頼できる統計はなかった。国連組織が 2016 年 2 月に実施した審査によれば、農村地域では児童婚は依然として重大且つ対応が遅れている問題であった。国勢調査のデータによれば、児童婚の国内発生率で上位になったのはシャン州、カヤ州(Kayah)及びチン州であった。

女性器切除／女子割礼(FGM/C)：この情報は女性の箇所を提供した。

児童の性的搾取：国内外を問わず、児童を標的にした営利目的性的搾取について信頼できるデータはない。児童はミャンマー国内で性目的の人身売買の対象となっており、児童買

春を目的とする少数の外国人観光客が児童を搾取している。法律は児童買春目的の観光を明示的に禁じてはいないものの、売春斡旋及び売春は、1949 年売春禁止法(Suppression of Prostitution Act)及び売春法(Prostitution Act)によってそれぞれ禁止されており、刑法は 14 歳未満の未成年者との性行為を禁止している。18 歳未満の児童の買春及び売春に科される刑罰は、禁固 10 年である。児童法はポルノを禁じており、これに対する刑罰は 2 年以上の禁固刑及び 10,000 チャット(7.50 ドル)の罰金である。法律は法定レイプを禁じており、被害者が 14 歳未満である場合は、同意の有無にかかわらず、同法によりその性行為はレイプとみなされる。法定レイプに対する最高刑は、被害者が 12 歳から 14 歳であれば禁固 2 年、被害者が 12 歳未満である場合は、禁固 10 年以上終身刑である。

故郷を追われた児童：紛争地域における国内避難児童の死亡率は、国内の他地域におけるものよりも著しく高かった(第 2 節 d 項、国内避難民を参照)。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の親による子の奪取に関する年次報告書を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ヤンゴンには、ユダヤ人が小規模で集会を行う際に利用するシナゴグ(礼拝堂)が 1 つあった。反ユダヤ的な行為についての報告は一切なされていない。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

政府は 2015 年 6 月に、雇用、教育、保健医療の利用機会、司法制度又は、国家によるその他のサービスの提供において、身体、知覚、聴覚、知能及び精神障害者を差別することを禁じる障害者法を可決した。同法は航空旅行及びその他の形態の輸送において障害者を差別することを特に禁じてはいないものの、政府に対して障害者が公共輸送を容易に利用できるようにするよう命じている。政府は障害者法に関する実施ガイドラインを作成中の段

階にあり、事実上これらの条項を執行してはいなかった。

障害者のリハビリ医療は保健省(Ministry of Health)が所管し、職業訓練、教育及び社会的保護戦略については社会福祉・救済・再定住省が所管している。2016 年を通じて、政府は、ミャンマー障害者連盟(Myanmar Federation of Persons with Disabilities)(旧称、ミャンマー障害者評議会(Myanmar Council of Persons with Disabilities))を障害者組織の統括組織の役割を果たすとみなした。全国障害者委員会は、障害者の権利推進を担当する閣僚委員会である。2016 年を通じて、同委員会は招集されなかった。

ミャンマー身体障害者協会(Myanmar Physical Handicap Association)によると、紛争により相当数の軍人、武装集団メンバー及び民間人が拷問及び地雷事故などに起因する障害を抱えていた。国内には、手足の一部を切断し、内務省が 2016 年 10 月に ICRC と連携してカチン州ミッチーナ郡区に新たに開設した施設を含む、全国 5 ヶ所の身体リハビリセンターによって支援されている人がおよそ 12,000 人おり、その 3 分の 2 は地雷事故の生存者であると考えられている。障害者は、民間人及び政府関係者から社会的汚名を着せられ、差別に晒され、虐待を受けたと報告した。障害のある学生は、大きな不利益として包摂的教育を妨げる障害を挙げている。

傷痕軍人は、優先的に公的便宜を受けた。これは通常、健常者と同額の給料で公務員職に就くという形をとったが、農村地域における軍及び少数民族の生存者は、生活の糧を得る機会に恵まれず、手頃な料金の治療を受けることもできないのが普通であった。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最長 1 年間、収入の 3 分の 2 が支払われ、永久障害の場合には非課税の給付金が支払われた。新法は障害者となった労働者に職を保証する旨の規定を設けているものの、当局はその法律を執行しなかった。

国籍／人種／少数民族

少数民族は、全国民の 30 パーセントから 40 パーセントを占めており、7 つの少数民族州が全国土のおよそ 60 パーセントを構成している。教育、住宅、雇用及び保健医療サービスの利用機会といった分野において、少数民族に対する政府の差別及び社会的差別が広範に亘って根強く残っている。複数の国際監視団体は、宗教的及び民族的背景に基づく著しい賃金格差は一般的であると述べている。

少数民族集団は、自宅では通常それぞれ独自の言語を使用しているが、公立学校の必須授業言語は依然として、概ねミャンマー語であった。アジア財団の 2016 年 2 月の報告によれば、民族武装集団が運営する学校はたいがい、地元の民族言語で授業を行っていたが、国

定カリキュラムを通じて学位取得しない場合は、カレン民族同盟(Karen National Union)が運営するもの等の、確立された現地語カリキュラムを受ける生徒の場合でもその後の選択肢を制限された。民族武装集団が支配する学校の生徒は、国定カリキュラムを受けられないことがあった。先住少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

軍と少数民族の間の緊張関係は、停戦協定が成立した地域では幾分緩和しているものの、依然として強かった。軍は一部の少数民族集団が影響力を持つ地域に部隊を駐屯させ、特定の都市、町、高速道路を統制した。カチン独立組織(Kachin Independence Organization)を含む少数民族の武装集団は、緊張関係と情勢不安をもたらしている主要な原因として政府軍部隊の存在がますます大きくなっていることを指摘している。報告されている虐待の中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転、政府軍兵士による民族集団メンバーのレイプなどが含まれていた。一部の少数民族集団もまた、人権侵害を犯した(第1節 g を参照)。

ラカイン州のロヒンギャを含むイスラム教徒は、その民族性及び宗教を理由に深刻な差別を受けている。ラカイン州での民族間紛争によって、主にイスラム教徒で構成されるカマン(Kaman)族等の、これまでより広範囲のイスラム教徒コミュニティが影響を受けた。ロヒンギャの大半は、移動、保健医療サービスの利用、経済活動への従事(第7節 d を参照)、教育の利用及び、出生、死亡及び婚姻の届出(第2節 d を参照)に関する権利に対して厳しい制限を課されている。2012 年にラカイン州全土に亘って勃発した武力抗争による強制避難者難の大半は、ロヒンギャである。その大半は仮設難民キャンプに居住したままであり、教育や保健医療を利用する機会あるいは生計手段を見出す機会が極めて限られている。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

一部の著名な団体は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス(LGBTI)の人々への支援の促進を、先頭に立って非難した。政治改革によって、LGBTI コミュニティが公開イベントを開催したり、公然と社会に参加したりすることがこれまでより容易になったが、一般市民の間には不名誉及び非受容感が依然として定着していた。こうした進展にもかかわらず、合意に基づく同性間性行為は刑法第に基づき依然として違法である。刑法には、「性的に異常な」行為を禁止する条項が含まれており、最高刑を終身刑とする刑罰が記載されている。「自然に反する犯罪」を禁止する法律は、男性及び女性両方に平等に適用される。これらの法律が執行されることは稀であったが、LGBTI の人々の報告によると、警察は賄賂を強要するのに訴追するという脅しを用いた。刑法は、どちらかと言うと抑圧又は賄賂の要求に用いられること多いのに対し、LGBTI コミュニティ、特に性同一性障害の女性は、たいてい、ヤンゴン警察法第 30 号(1899 年)/警察法第 35 号(1945 年)の(c)及び(d)項、通称、「見せかけ及び偽装」法の下に告発された。この法律では、

生物学的な性別と一致しないとみなされる様式の服装又は行動を示す個人は「偽装」しているとする大義名分を用いる。LGBTI コミュニティは、社会及び家族による差別も広範囲に亘ってなされたと報告した。ある国内 NGO の報告によれば、性同一性障害者の女性は、他の LGBTI コミュニティの構成員よりも警察から受けた虐待及び差別の程度が強かったということである。

雇用に当たって、性的指向及び性同一性にに基づく差別が行われたという報告がなされている。LGBTI の人々は、医療従事者からの差別に直面したと報告した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

憲法は、国家の保健政策に従って保健医療を受ける個人の権利を規定し、政府が「地位」を根拠として差別を行うことを禁止し且つ、法の下での雇用機会の均等及び平等を義務付けている。HIV／エイズ罹患者は、その憲法上の権利が侵害された又は抗レトロウイルス療法など必要不可欠な治療を拒絶された場合、政府に苦情を申し立てることができる。2016 年を通じて、個人がこれらの根拠に基づいて苦情を申し立てたという報告はなされていない。HIV に限定した保護法又は、HIV の人権的側面に特に取り組む法律はない。

HIV／エイズ罹患者に対する社会的暴力及び、雇用差別等の社会差別が相次いで報告された。懇親会や諸活動からの排除、言葉による侮辱、嫌がらせ及び脅迫及び、身体的暴行といった否定的な事件は広く発生している。HIV/エイズの感染リスクを高めることに繋がる行動を非合法化する法律は依然として有効であり、このような行動に携わる個人に不利な社会的烙印及び差別を煽る直接的原因になり、HIV の予防、治療及びケアサービスをこうした個人が利用する機会を妨害しているが、その一方で、擁護活動により、議員及び法執行関係者の態度の変化にこれまでで最大の進歩が見られた。例えば、議会は、2016 年 12 月 1 日の世界エイズデーに、市民団体組織と協力して、初めての HIV／エイズ擁護の会を催した。HIV／エイズに感染した人は、生命又はプライバシーに対する基本的権利が侵害された場合、ミャンマー国家人権委員会に苦情を申し立てることができる。とはいうものの、個々の苦情を解決するための同委員会の資源と権限は限られており、委員会は児童虐待事案の対処について、国民からの激しい批判を受けた(第 5 節を参照)。

法執行の慣行を背景として、女性の性労働者に対しては甚だしい度合いの社会的汚名が着せられ、また、差別が行われている。さらに、この社会的汚名と差別によって、女性の性労働者は HIV の予防、治療及び社会的保護サービスを受けることを妨げられている。警察による女性性労働者への嫌がらせにより、女性性労働者はコンドームを携行することができなかった。

他の社会的暴力又は差別

その他の社会的暴力事案も少数ながら報告されており、反イスラム教感情及びイスラム教徒に対する差別は定着していた。人種と宗教を守る仏教徒組織(Buddhist Organization to Protect Race and Religion)」のメンバーを含むバマー・仏教徒(Bamar- Buddhist)国粋主義者集団は、依然としてイスラム教徒を中傷し、イスラム教徒のビジネスをボイコットするよう要求した。

他のイスラム教徒の苦情には、警察による不平等な扱い、イスラム教の身内での実践に対する抑圧、国籍証明書の取得しにくさ、地方自治体による移動の厳格な監視及び教育の機会の制限などがあった。例えば、カマン族は 1982 年憲法で定義付けられたミャンマーが認定する 135 の民族集団の 1 つであるという事実にもかかわらず、ラカイン州には、地元住民がカマン族とロヒンギャをほとんど区別していなかった地域がいくつかあった。西バゴー管区(West Bago)のイスラム教徒幹部によれば、インドへの帰属性が全くないにもかかわらず、発行された身分証明書のイスラム教徒の民族指定がほぼ全て「インド系ビルマ族」になっていること原因で常に失望するということである。

2016 年 7 月に、カチン州ロンキン(Lone Khin)村及びバゴー管区のウォー郡区(Waw) Thaye Thamain 村にあるイスラム教の礼拝所 2 箇所が取り壊された。関係筋によれば、どちらの事件でも、ミャンマー愛国教会(マバタ)の僧侶が群衆の先頭に立って襲撃した。いずれの事件でも群衆は新たな建設は違法だという主張に誘発されたということである。警察は、武力抗争に関与した個人を少数逮捕し、5 日後に釈放した。政府は、2016 年末時点で、事件の調査も加害者に対する告発も行っていなかった。

複数の情報筋によれば、イスラム教徒及びキリスト教徒は複数の制限によって、高等教育の機会を追求することも、高い官職に就くこともできず、イスラム教徒は自由な投資及び取引を行えなかった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに加入する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組合活への従事を理由に解雇された労働者の復職を労働組織が要求することを認めているが、降格又は強制

的な配置転換の形態での反組合的差別を明示的には禁じる又は、労働者が組合結成を要求するのを保護する規定を設けていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。国防機関、軍隊及び警察の職員が労働組合を結成することは法律で禁じられている。基本的な労働組織は最低 30 人の労働者で構成されていなければならない。また、郡区登録局を通じて、労働・雇用・社会保障省(Ministry of Labor, Employment, and Social Security)(労働省)の登録官局(Chief Registrar's Office)に登録しなければならない。郡区の労働組織は、関連する基本的な労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けており、管区又は州の労働組織は、関連する郡区労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けている。このような上位の労働組合にはそれぞれ、同じ業界業又は活動を行う組織のみが含まなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するための、すぐ下の層の管区又は州の労働組織の最低比率(それぞれ 10 パーセント及び 20 パーセント)を義務付けている。

法律は、労働問題に取り組む NGO 等の国内 NGO に対し、任意登録する旨の規定を設けている。伝えられるところによれば、登録を選択した組織は、更なる制約を受ける可能性がある。これには、登録後に組織の目標及び活動の変更を希望する場合は、政府の事前承認を求める要件などがあった。集会の自由に関する制限は広範囲に亘って課されている(第 2 節 b を参照)。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。労働組合は、法律により、個々の労働争議及び個々の雇用契約において支援することを認められている。法律は、誠実に交渉を行う義務、交渉期間、登録又は団体協約の延長又は実施等の、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。

法律は、労働者の過半数が同意票を投じ、関係する労働連合の許可を取得し、詳細な情報及び 3 日前の事前通知を雇用主及び関係する調停機関に提示することを条件に、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」(旅客輸送、貨物輸送、郵便、衛生、情報、通信技術、エネルギー、石油及び金融部門等)においては、遅くとも 14 日前までに関係する労働組織及び調停機関に事前に通知される場合は、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低

限のサービス水準を決定するために、ストライキの 14 日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側の間で交渉を行わなければならない。

法律は、企業、郡区、地方及び国レベルで行われる個別及び団体労働争議に対する、調停又は仲裁による解決に関する枠組みを規定しているが、執行のための十分な仕組みを欠いている。労働省の労使関係局は、執行のためのメカニズムが不十分であるにもかかわらず、その執行に向けた仲裁プロセスをめぐる啓発活動にコミュニティを参加させた。労使関係局はこのプロセスの一環として、2015 年 12 月に、調停プロセス及び労使紛争の様々な解決プロセスを説明する小冊子を英語及び現地語の両方で公表した。同局は、ヤンゴン、マンダレー及びネピドー(Naypyidaw)において、雇用主、労働者及び政府代表が出席できるような、調停機関、仲裁機関及び仲裁委員会向けのセミナーを実施する計画も立案した。国外の監視団は、プロセスが長期に及ぶ複雑なものであり、労働者が苦情の解決にこのプロセスを利用する上で障害になり得る可能性に懸念を示した。同法は、仲裁委員会の命令の不遵守を禁止していない。和解契約に違反した場合の法に基づく刑罰は軽く、100,000 チャット(75 ドル)又は 1 年未満の禁固刑である。一部の監視団体によると、罰金額が低いことに加え、執行もされないことから、雇用主の中には仲裁及び調停機関による裁定や和解契約の条項を無視する者もいるということである。雇用主が協議会の決定を最高裁判所に上訴したという報告もなされている。政府は、2012 年 3 月から 2014 年 12 月にかけて取扱われた労働争議の 96 パーセントがヤンゴンで発生しており、50 パーセント以上が縫製業界で起きていると報告した。

複数の労働者団体の報告によれば、現行法に基づく登録要件に起因して、労働組織が国レベルで登録できないことが依然として最大の課題だということである。国家レベルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。ILO、労働活動家及び報道機関は、労働組合を結成した又は労働組合に加入した労働者の多くがその後、雇用主によって解雇された又はその他の形態の報復を受けたことについても、引き続き懸念を表明している。

労働者及び労働者団体は、雇用主に交渉を促す上で労働省は概ね協力的であると報告し続けているが、雇用主が交渉済みの契約を無視するあるいは他の形態の反組会的差別を行っているという共通する報告が複数なされている。

報道機関の報道によれば、組合活動の主催による労働者の解雇、収監及び殴打の申立て件数は、ここ数年に比べて格段に減少したということである。

Myanmar Veneer and Plywood Private Ltd.は 2016 年 2 月 29 日に、伝えられたところによれば、

労働者が残業代及び労働条件の改善を要求したのを受けて、サガイン市(Sagaing)の従業員 128 人を解雇した。この措置は、非正規労働者団体、自由同等組織(Freedom Labor Organization)の結成を引き起こす結果になった。この団体は賃金の引き上げ及び労働条件の改善を要求する示威行進を行った。2016 年 4 月 19 日に、大勢の労働者がサガイン市からネピドー市に向かって行進した。警察は当初、この行進の実施を許可したが、複数の報道によれば、2016 年 5 月 18 日に抗議運動者が首都に接近した時点で、200 人もの警察官がこの抗議運動を解散させ、71 人を逮捕した。当局は 2016 年 6 月 1 日に、告発せずに 20 人を釈放した他、当初の告発を取り下げた上で、さらに 36 人を釈放した。他の 15 人--労働者 10 人及び学生賛同者 5 人--は、2016 年 10 月現在、違法な集会、扇動及び刑法に基づく一連の罪状に遭遇する審理を待って、依然として拘禁されていた。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じており、他者に強制労働を課す者は刑罰を科される旨を規定している。しかし、政府はこの法律を事実上執行しなかった。

法律は強制労働違反に対して刑罰を規定している。刑罰は、当該強制労働違反が軍、政府又は民間人のいずれによって犯されたかによって様々に異なる。軍の違反者は、軍法又は刑法に基づき訴追される可能性がある。民間の違反者は、刑法に基づき行政処分を受ける又は刑事訴訟を提起される可能性がある。刑法に基づく最高刑は禁固 12 ヶ月であり、軍法の下では禁固 7 年である。国際監視団体は、この刑罰が強制労働を抑止する上で十分なものであるとみなしている。

政府は、2016 年 3 月に満了した後も、強制労働の撤廃に向けた ILO の行動計画を引き続き実施し、は、2016 年 11 月に ILO と協力してこの仕組みを更新した。ILO の苦情申立て機構がない間に臨時苦情申立て機構が記録した苦情は、軍及び政府の両方によって対応された。ILO の報告によると、強制労働の利用全体の減少傾向を指摘する報告を複数受理したが、ILO の苦情処理制度を通じて申し立てられる強制労働の苦情件数は依然として多いということである。ILO は、さらに、政府と軍が成人や児童に強制労働をさせている状況及び違反者に責任を負わせていないことは依然として問題であると述べている(第 7 節 c を参照)。ILO は 2016 年 9 月現在で平均 25 件の苦情を毎月受理している。これに比べて、2014 年の月間受理件数は 33 件であった。ILO は、報告件数が依然として高い水準にある状況は、ILO と市民社会団体が提供する強固な支援ネットワークの存在と併せて強制労働の違法性に関する意識が向上していること及び、国家司法制度に対する国民の信頼と信任が引き続き低い水準にあるという事実起因していると考えている。政府は、2016 年 11 月に、ILO との新たな枠組み交渉を完了した。

停戦協定に合意した州を含め、全国で強制労働についての報告が行われている。強制労働が行われる割合は激しい武力紛争が行われている州の方が高い。強制荷物運搬、公的インフラプロジェクトに関する強制作業及び、軍の「自立」方針に関する活動を含め、強制労働が引き続き行われている。軍の大隊は、自立方針の下、各大隊の食糧及び労働力の供給を地元の村民から調達する責任を負っている。こうした状況が強制労働その他の虐待を生み出す大きな要因となっている。一部の監視団体によると、強制労働の慣行は変化してきており、軍による強制労働の利用が減少し、民間部門におけるまた文官による強制労働が増加しているということである。また、国際機関は、紛争の被害地域では強制労働が依然としよく見られると報告した。

ILO は、民間部門において強制労働が行われているという報告を複数受理した。これには、失業の危険に晒されている労働者が報酬の有無を問わず行う過度な時間外労働及び債務労働などがあった。家事労働者もまた、依然として家事奴隷に陥る恐れがあった。男性は、ヤシ油やゴムの大農園あるいはヒスイや貴金属の鉱山で強制労働をさせられた。児童の強制労働に関する報告も複数なされている(第 7 節 c 項を参照)。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

政府は 2016 年 1 月に、1951 年の店舗・施設法(*Shops and Establishments Act*)及び 1951 年の工場法(*Factories Act*)を改正し、14 歳未満の子どもの雇用を禁止し、14 歳以上の「青少年の雇用」に対する特別規定を組み込んだ。例えば、14 歳から 16 歳の被用者は、「危険のない環境」でのみ労働を許され、一日 4 時間までしか働いてはならない。16 歳から 18 歳の被用者には、「成人に適任の労働」の遂行を許認する証明書を与えなければならない。この法律では、18 歳未満の被用者を危険な環境で労働させることを禁じている。

児童労働に関するもの等の上記の新しい規則の適用は熟練した検査官によって監視されたが、全般的な人材不足が障害となり、検査官を全国に配置することはできなかった。社会福祉省の検査官は、全国で展開されている 25 の「児童の権利に関する郡区コミュニティ(*Township Community on the Rights of the Child*)」プロジェクトにおける児童関連事案を監視した。労働省は子どもの保護及び最低賃金に関する問題について UNICEF と協力し、児童労働に対処するために ILO と連携した。労働省は 2014 年に、ILO の支援を受けて、労働大

臣を長とし、政府の全部門、民間部門、労働組合及び市民団体の代表で構成される、児童労働作業部会を設置した。政府は、同作業部会に、「最悪の形態の児童労働の撤廃に関する第 182 号 ILO 条約(ILO Convention 182 on the Elimination of the Worst Forms of Child Labor)」を実施するための国家行動計画案を作成する任務を与えた。政府は 2016 年 4 月 29 日に、2015 年労働人口調査の結果を提示した。これには、児童労働に関する統計データが盛り込まれた。労働・入国管理・人口相は、複数省で構成される技術作業部会の承認を経た上で、2016 年 9 月に、児童に対する危険職業一覧の原案を、全国三者対話フォーラム(National Tripartite Dialogue Forum)に提出してその審査を求めた。

法律は、児童兵士を徴募した罪を犯した者に刑罰を科すことを規定しており、子どもの軍事徴用撤廃に向けて政府は引き続き進展を示した(第 1 節 g も参照)。軍法に基づく軍関係者に対する刑事罰は、免職及び文民刑務所での禁固刑から給与 7 日間分の罰金まで様々に異なる。民間人に対しては、人身売買禁止法は子どもの徴募に対し、禁固 10 年から終身刑の罰則を定めている。同法に基づく刑罰及び、他の児童労働法違反に対する同法の執行は、違反を抑止する上で十分とは言えなかった。

児童労働は依然として広く行われており、極めて目立っている。子どもは大きな危険にさらされている。これは、困窮を極める両親が、経済的に貧しい状況に耐えかねて、子どもが義務教育を終えた後で、場合によっては義務教育を終える前に、退学させるからである。児童は都市では、児童の大半が食品加工業や軽工業産業の労働者、露店商又はゴミ収集人、レストランやカフェの接客係及び家事労働者として働いている。

労働省は他の省と協力して、児童労働の現状に関するデータ収集を強化した他、児童労働の危険性に対する意識向上及び、子どもが利用できる他の教育環境についての情報提供を意図する、親向けのキャンペーンを立ち上げた。ILO は最近になって、国内 3 箇所(ヤンゴン、エーヤワディ管区及びモン州)における児童労働意識の人口動態に関する報告書を公表した。労働省はこの情報を用いて以前より対象を絞ったキャンペーンを開発した他、子どもを職場から解放して就学させること及び、学校教育又は職業訓練の追求において元児童兵を支援することを目的とする 2 つのプログラムにも教育省と連携して取り組んだ。労働省は新政府の「100 日間計画」の一環として、危険のない環境での就労を求める若年層労働者を訓練するための職業訓練学校を立ち上げた。政府は、モン州、エーヤワディ管区及びヤンゴンの対象地域の子ども 3,600 人及び 1,000 世帯に、教育、労働者の安全及び支援サービスの面で直接役立つようにするべく、ILO と連携した活動を行った。

技能をほとんど或いは全く持たずに、インフォーマル経済又は路上で働く児童の数が増えている。こうした環境の下で、子どもは薬物及び軽犯罪、逮捕の危険、営利目的の性

的搾取、HIV／エイズその他の性感染に晒されている(第 6 節、児童も参照)。

子どもは、喫茶店、農業及び物乞いで強制労働の対象になりやすかった。農村地域の子どもは、時に強制労働という状況の中で日常的に家族農業に従事している。

政府は児童兵士を解放し、児童兵士の徴募を理由に軍将校を処罰したと報告したこともあったが、複数の報告の指摘によれば、軍当局者は今尚、軍関連活動の中で児童を徴募及び使用しているということである。伝えられるところによれば、民族武装集団もまた、児童兵士を徴募し続けている(第 1 節 g を参照)。

d 雇用及び職業に関する差別

労働法は、人種、肌の色、性別、宗教、ジェンダー、政治的意見、国籍又は市民権、社会的出自、障害、性的指向又は性同一性、年齢、言語、HIV 感染の有無又は、その他の伝染性疾病又は社会的地位に基づく雇用差別を特に禁じていない。

政府及び民間主体は、イスラム教徒が所有する企業の事業活動を妨害し、イスラム教徒が従業員の募集採用及び維持を行い、適切な労働基準を維持し、公的及び私的契約を確保する能力に悪影響を及ぼすような差別を行っているという報告がなされている。また、雇用において、LGBTI の人々の昇格拒否及び解雇等の、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われているという報告もなされている。複数の活動家の報告によると、公言したゲイ及びレズビアン多くの多くは、雇用機会を制限されており、こうした人々に対する社会全体の支援が全般的に欠けていると述べたということである。活動家の報告によると、全般的な社会的差別に加えて、HIV／エイズ感染者は官民両部門で、職場での強制 HIV 試験により陽性結果の後での停職処分及び解雇等の雇用差別を受けている。

e 受入れ可能な労働条件

2015 年 9 月に、政府は公式最低日額賃金として 3,600 チャット(2.70 ドル)を採択した。最低賃金は、あらゆる部門及び産業に亘って、1 日当たり標準 8 時間労働を対象としており、従業員数が 15 人未満の企業の労働者を除き、全ての労働者に適用される。最低賃金の公表に当たっては、超過勤務手当について言及されなかった。超過勤務手当は、最低賃金と同様に、過去 2 年間に亘って、政府、雇用主、労働者間で議論が行われてきた論争的になる問題であった。全国三者対話フォーラムは、2016 年を通じて、かかる問題、特に、超過勤務手当問題に取り組んだ。ミャンマーの貧困所得レベルは 1 日当たり 1,000 チャット(.75 ドル)未満と推定されている。

議会は2016年1月25日に、賃金支払い法(Payment of Wage Act)を可決した。この法律は1936年法を改正するもので、被用者が100人以下の企業については、給料日に被用者に支払うことを雇用主に義務付けている。被用者が100人を超える企業の場合は、雇用主は指定された給料日より5日以内に被用者に支払わなければならない。政府は2016年1月に、1951年の工場法及び1951年の店舗・施設法も改正し、超過勤務を1週間当たり12時間以下にし、特殊な場合には1週間当たり16時間以下にすることを義務付けた。この改正条項は、被用者の総労働時間を(超過勤務及び1時間の休憩を含めて)一日当たり11時間以下にすることも定めており、店舗、商業施設及び公衆娯楽向け施設に適用される。

2016年に制定された労働安全衛生に関する最近の法令には、環境関連法、化学薬品及び有害物質の使用における安全法、ボイラー法及び電気法などがある。労使紛争法では、労働安全、衛生、福祉及び生産性に対する必須条件を定めているが、労働者が雇用契約を損なうことなく、その健康又は安全を脅かす状況から自発的に撤退できる可能性についての情報は少ない。

労働省の工場労働法監視局(Factories and General Labor Laws Inspection Department)は、民間部門における労働環境を監督している。資源及び能力が不足しているため、執行状況が制限されている。2014年に、労働省は労働法検査官99人及び労働安全衛生検査官104人を擁していた他、全国53カ所に検査官事務所を設置していた。検査官は技術的知識を有していたものの、検査を適切に実施するために必要な機器を有していなかった。特定の部門においては、例えば、農務灌漑省(Ministry of Agriculture and Irrigation)、工業省(Ministry of Industries)、鉱業省及び保健省など他省が労働安全衛生法を規制した。

特別経済区における紛争は原契約及び現行法に従って解決されるものとする法律は規定している。2013年ミャンマー特別経済区法(Myanmar Special Economic Zone Law)に基づき、政府はそのような各特別経済区に労働検査官を1人ずつ指名するとともに、賃金水準の設定及び国内労働者と外国人労働者の比率の監視を担当する特別区三者委員会を設置した。

政府とILOは、2016年9月28日から30日にかけて、マルチパートナーで構成されるミャンマーにおける基本的な労働の権利と労働慣行の促進イニシアティブ(Initiative to Promote Fundamental Labor Rights and Practices in Myanmar)」の後援の下に、ミャンマーの第2回労働ステークホルダー・フォーラムを開催した。このフォーラムは、労働の権利及び、児童労働への対処、労使紛争解決法の強化、国内の能力及び機関の強化等の様々な労働問題を討議するため、公的及び民間部門から200人を超える参加者を集めた。

労働関係の法律は、公営企業では概ね執行されたが、民間企業内では法律違反が頻繁に発生していた。連邦議会共同委員会(Union Parliament Joint Commission)は、労働法違反を審査する作業を再開しなかった。労働者は、関連の政府機関及び紛争解決機関に相次いで苦情を申し立てた。労働組合は、政府による検査は稀にしか実施されず、また、実施の数日前に事前通知を行うことが多いため、工場の所有者は、(一時的である場合が多いが)施設を労働法に従うように変えることができたと訴えた。検査官の腐敗及び収賄が発生したと伝えられている。

社会保障局(Social Security Board)は、6 部門(政府、国際機関、季節農業及び漁業、建設、非営利団体及び家事労働)を除き、従業員が 6 人以上の会社の全従業員を対象としている。しかし、實際上、社会保障局は主に登録労働者の大半が勤務する産業区を対象としているため、職場での事故又は災害に巻き込まれる個人の 1 パーセント未満しか支援していない。社会保障局は病院及び診療所を提供したが、事故又は職場での労働法違反に関して、独立機関が検証可能な統計を維持してはいなかった。監視団の考えでは、他の経済部門に従事する労働者に与えられる支援はさらに些少であり且つ、事故又は職場での労働法違反に関する統計データも公表されていなかった。